

第3章 生きた労働支出の計算

第1節 労働過程と労働支出過程

生産過程は、商品生産のまとでは、労働過程と価値形成過程との統一である。ここに労働過程とは使用価値生産と「う素材的」な視点から、また価値形成過程とは価値生産と「う経済的な」視点から、それそれ生産過程の内容を抽象したものである。

ところで生産手段の社会的所有にまとまり、国民経済が全体として計画化される社会主義のまとでは、価値形成過程はかつての物神的リヴィエールをはむとられる。それは「ヨヤ貨幣」と「ナモ」に媒介されることなく、直接的に抽象的人間労働の支出過程としてあるわれる。こうして生産過程は

社会主義において労働過程と労働支出過程との統一である。

社会主義の労働支出過程において、任意の生産物1単位あたりの労働支出総量($c+u+m$) = x_i は、当該生産物1単位あたりの生じた労働支出($u+m$)をもとすれば、つきの連立方程式によ、マレめされる。

$$x_i = \sum_{j=1}^n a_{ij} x_j + t_i, \quad (\text{ただし } i=1, 2, \dots, n)$$

このばあいれ種の生産物があるとされ、また生産物*i*1単位の生産には生産物*j*の a_{ij} 単位が支出される（くわしくはオ1章の2節、p.12以下をみよ）。

以下にみのては、ここで大と表現されてゐる生じた労働支出を、量的に、いかに確定するかヒヒの問題を、ソウエト社会主义における経験にそくして検討してみよう。

1. K. Marx, Das Kapital, Bd. I, S. 195; (邦訳) 青木文庫, p. 343.

第2節 勞働のノルマ化

生きた労働および過去労働(=生産手段)の支出ノルマの体系は、^{*2} 社会主義における国民経済計画化のための基礎的の前提である。個別企業および国民经济全体をつうす³ 生産の計画化とは、これらとのノルマにとづいて、労働過程のそれぞれの構成要素のあいだ、各企業のあいだ、国民经济の各部門のあいだに一定の釣合を決定することにはかならぬ⁴。

「3」を支出ノルマのなかでも、労働支出ノルマはも、とても重要なノルマの一つである。これは、それぞれの具体的な生産諸条件にあたって、仕事の作業を遂行するため、どれだけの労働時間が必要であるかとします。「3」と労働支出ノルマは「特定の作業の遂行に必要な生きた労働支出の尺度である。」

ところで一般に労働支出ノルマの必要は
たんに社会主義のはあいにからり。た
とえばマニュファクチャアのはあいにつ
て、マルクスは以下のよういのべていふ。

「マニュファクチャアの全機構は、あたえら
れた労働時間内に、あるあたえられた成果
が達成されるという前提に立脚して」る。

この前提のもとでのみ、相互に補足しあう
種々の労働過程が、中断なく同時に、空間
的に並行しておこなわれるるのである。」
5

このように、なんらかの形で労働支出を
ノルマ化すると云ふことは、分業と協業に
もとづく生産の発展段階につけてはいふ
およばず、すでに『資本論』冒頭にあけ3
6
「わやうロビンソン的生産の段階」にはじめ
4、すべての生産にとて不可欠の要件と
みられる。しかし労働支出ノルマのより具
体的な内容については、生産の発展段階の
ちかいにあうじて、以下のようす相違がみ
られる。

たとえば手労働の支配的な段階では、ある作業の遂行に必要な時間の合計は、112の経験的、即ち特徴的であり、労働支出の合計時間の中味があるため批判的に検討され、反省されるということはほとんどない。

ところが技術が進歩し、機械による生産が移行すると、これに対応する生産關係の側面においても、社会的分業は、三分の深化をしめすし、同時に協業につながり、従来よりもたらかれた水準が要求されるに至る。機械は引つゞ協同的な生産条件のもとにみられ、よりよくその能力が發揮され、それから、相互に連絡をもつ各種の機械作業が必要な労働時間を、より正確に定めるところとか、機械体系の統一的で連續的な機能にと、必須の前提となる。このため機械生産にみられるは、まず生産過程までの構成要素に分割することが、労働時間の支出を決定するのに、とくに重要な意味を

もつにいたる。まさにそのべたよろじに、手労働における、ある作業に7つのトータルな労働支出時間は、まとめて「⁷非分析的で経験的なルマ化が支配的である」⁷のが、たゞ、機械生産における、個々の部分作業ごとに検討すべきもたら分析的ルマ化が理想とされるにいたる。

ソウエト経済の実務における、労働の技術的ルマ化(*техническое нормирование труда*)といわれる方法は、シテム意味における分析的ルマ化である。たゞに第2の要件として、労働の技術的ルマ化は、今日の技術を基礎とするべきであるとされていふ。すなわち今日の技術水準にまとめて「⁸作成された労働支出ルマは「『技術的に根柢がある』といわれ、またシテムルマ化の方法は「『技術的ルマ化』といわれる。」

シテムルマ化労働の技術的ルマ化とは、①分析的である、②技術的に根柢のある労働のルマ化のことである。

ソウエト経済の現状における、労働ルルマ化の方法には、技術的ルルマ化のほかに、それより劣る、たゞ方法として経験的・統計的ルルマ化といわれた方法がある。比較のために、まず後者から説明する。

経験的・統計的ルルマ化(Opravko-statisticheskoe normirovaniye)における、立ち入り、特定の作業の遂行に必要な労働時間の量は、いちおう、労働者が何時間、特定の作業に従事してからしめる資料によ、て決められる。けれどもそれはあく、この計算資料が、あこなわれた作業の内容にたいして無批判的または無反省なのである。すなわち経験的・統計的ルルマ化といわれた労働ルルマ化の方法における、ふつう、労働支出の計算資料のなかで、労働者が実際に働いたのは何時間であるか、またあれこれの理由によつて、どれだけの時間にわたつて、作業を中断したか、などは示されてない。若干の企業や職区におけるは、個々の作業の

遂行にかかるる労働時間支出の計算は、作業命令書に作業の開始と終了の時間と記録する所にとどまる。したがつて、このようにしてレコードされた計算資料は、たんに過去の事實を記録するにすぎない。たゞ、これを改善された技術的・組織的諸条件の点とて作業を遂行するためには、真正必要上される労働時間量を反映することができる。このよろいは、経験的・統計的ルマ化は、労働者として、達成されべきルマ化を、過去のルマ水準に志向せよとのである。

これに引きかえ、労働の技術的ルマ化は、作業場に存在する生産の可能性の分析であり、先進的労働方法を基礎とする、生きた労働の支出ルマの決定である。¹⁰

労働の技術的ルマ化にあたっては、労働時間の支出内容が批判的に検討される。そのため労働時間の支出は、工業のはあ¹¹たとえば以下の基準にしたがつて分類され

す。すなはち労働時間は、まず工作業時間
と、Ⅰ中断時間との2つに大別され、さら
に作業時間のなかで、A準備と完結の時間
B基本的時間と補助的時間、C作業場サ-
ビス時間とわけられる。

基本的時間とは、主のあらたに技術過程
の当面の目的が達成される時間、すなはち
労働対象の質的な変化がもたらされた時間
である。補助的時間とは、基本作業の実施
にか入して、労働者が支出する時間である。
基本的時間と補助的時間とは、ひとつ、作
業の各1単位につけて、ひとしく反復され
て、両者をあわせて稼働時間といわれる。

作業場サ-ビス時間とは、作業場上秩序
ある状態に維持するために支出される時間
である。このうち、作業の遂行自体とは関
係なく、労働の交替との関係で支出される
時間は「組織面の作業場サ-ビス時間」、
他方、作業の遂行と関係のある時間は「技
術面の作業場サ-ビス時間」といわれる。

準備と完結の時間とは、課された作業の実施の準備と、それが完了したばあいに要する時間である。準備と完結の時間のりかたは、稼働時間とはちがい^{*11}、生産された製品の数量とは無関係である。

中断時間は、休憩および生理的要束など労働者に原因のある中断時間と、組織的・技術的な原因、すなわち「生産の不調」による作業の中止とよび^{*12}なる。

これら二個条書にしめすと以下のようにならう。(各項目の内容につき、くわしくは注を参照せよ。)^{*13}

(I) 作業時間

- A 準備と完結の時間
- B 稼働時間(基本的時間と補助的時間)
- C 作業場サービス時間

(II) 中断時間

以上にあげた労働時間支出の分類基準をもつて、労働支出過程の実際を観察して

労働の技術的ルマ化における方法は、¹
つぎの3種の方法がある。

- ① 単位作業の測定 (хронометраж)
- ② 労働日全時間調査 (фотография рабочего дня)
- ③ 生産過程全時間調査 (фотография производственного процесса)

ただし③は、のちに見ると3は実質的には
②の系である。

労働の技術的ルマ化における「単位作業の測定」とは、「生産物1単位の生産じとにかかるとされる個々の作業要素の遂行に必要な労働時間支出を観察し測定して、作業を研究することである。¹⁴」 単位作業の測定の目的は、①特定の作業の技術的に根柢ある労働ルマを決定するため、作業時間のなかさを決めること、②決定された労働ルマの遂行の統制に役立てるこことなどである。

観察対象としてされるのは、労働生産性からみて、先進的生産者との安定

した作業水準をしめし「3 労働者より成る
2 の作業班である。

作業の研究過程にあつて、生産設備の生
産的可能性能がいかに利用され、いかに、作
業場がいかに組織され、いかに、労働者が
余計な動作をしていかないか、個々の作業の
遂行にあつての労働時間の支出が、技術的・
組織的諸条件に合致していかなど、それが明
らかとなる。

つぎに、労働の技術的ノルマ化における
「労働日の全時間調査」とは「全労働日または
はそのある部分のあらべたのみ、観察および
測定によつて、すべての労働時間支出を例
外なしに研究することである。」これの目
的は、主として、①労働時間の損失をあさ
らかにし、②その原因と、それを除去する
方法とを研究することである。労働日の全
時間調査の方法は、作業場にあつて30秒以
上連続する作業を、すべて記録することに
よつておこなわれる。¹⁷この実例は、ここに

かかげる表のよろざるものである。

個人にかんする労働日の全時間調査の例

観測項目	時計時間	支出時間
	時 分	
観測開始	8 00	
1 機械を点検する	8 03	03
2 作業命令書と図面をうけとる	8 04	01
3 半製品をうけとる	8 07	03
4 バイトをとりつける	8 11	04
5 作業	9 03	52
6 ちびてバイトをとりかえる	9 05	02
7 作業	9 32	27
8 修理工をまつ	9 40	08
9 機械の小修理のための作業中断	10 05	25
10 作業	10 47	42
11 便所にいく	10 52	05
12 切屑をとる	10 53	01
13 作業	11 32	39
:		

資料：«Экономика труда в СССР», стр. 191.

「生産過程の全時間調査」とは、観測により、労働過程と労働支出過程とを同時に研究することである。この方法は、化学工業、食料品工業、鉄鋼業、その他、「わゆる装置産業」においてひらくおもに用いられる。

生産過程の全時間調査は、少く32人の観察者により、2, 3または6交替にわたっておこなわれる。観察者の1人は稼働中の装置のまわりに位置をしめ、一定時間ごとに、労働過程の関連指標を記録する。他の観察者は、主として「労働日の全時間調査」の方法により、装置につけて「3労働者の活動の状況を、労働支出過程にかんして記録する。

たとえば硫酸濃縮における生産過程の全時間調査のはみには、1人の観察者は、15分おきに、つきの技術指標を記録する。

- ① (入気、装置の下部と上部、排気など、各種の) ガスの温度、
- ② (原料の酸につれて) 酸の量、密度、温

度。

③ (加工後の製品につれて) 酸の量、密度
冷却器中の温度、冷却後の温度。

そして同時にもう1人の観察者が、労働者
出退程にかんして労働日の全時間調査をあ
こなすのである。

この2面的な観察の目的は、労働過程の
分析、つひび出来高ルマの決定にある。
この目的のために、技術指標の観察資料に
よる、2、現実の生産過程が、どの程度標準
的な技術ルマから乖離しているかをあ
らわにできる。また他方、労働者の作業
の観察資料にまとめて、まず労働日の実
際の時間バランスが作成される。つひび労
働時間の損失の分析と、その除去のための
組織的・技術的措置の作成とにまとめて
労働日の標準的な時間バランスが作成され
るのである。¹⁸

このように生産過程の全時間調査とは、
たとえば装置産業のように、労働過程につ

(1) 2も特別の観察者を必要とするといふ意味におい2複雑な生産過程の労働支出過程にかんして、「労働日の全時間調査」とあるなどといふことであり、ゆえに前述のように、実質的には労働日の全時間調査の系とかんがえられる。

なお農業における技術的ルマ化のための観測方法として、工業のはおりとあわいように、作業過程の全時間調査、労働日の全時間調査、単位作業測定などがある。観測は(1)労働時間支出は、作業(podoma), 休止(poostou), 中断(repernba)の3つに分類される。このなかは、さうによく、¹工作業は、①耕耘、播種などの「基本作業」、②準備・完結作業、③状況における生ずる「突然的作業」に、²休止は、④種子の延着のため播種作業があぐれたりするといふよる「組織的原因による休止」と、⑤機械の故障などといふ「技術的原因による休止」に、³また⁴中斷のながれ、⑥正規の休憩と

⑤規律違反のものとに分類される。

ところで現在、ソ連の個別企業における
単位作業測定と労働日の全時間調査とか、
つねに理想通りにはこんではいるわけでは
ない。おもな欠陥として指摘されているのは、
① 単位作業測定についでは、それが、
個々の作業要素の遂行に要した実際の労働
時間支出の單なる記録にとどまらず、労働
生産性向上の余地をあきらめにすらずの
目的にからし、効果的にもちられていな
こと、また② 全時間調査についでは、そ
れがしばしば労働時間の損失の確認、そし
て損失が労働時間全体の何%にあたるかの
計算における、労働時間の損失の原因を
分析し、その除去のための組織的・技術的
措置とともにいたりることである。
20, #21

一般に、一定の技術的・組織的条件にか
かれて決定された技術的には根柢のある時間
ルマまたは出来高ルマは必ずしも不变
ではない。労働生産性がたゞず向上すると
20, #22

(1) 状況の吉とびは、これらは時間の経過とともに低すぎるものにならざり、適時に改訂される必要がある。ソ連労働会議は、1956年8月15日、「出来高ノルマ再検討の手続きの変更につけて」という決議を採択し、これにともづけ1957年から、これまで国民経済計画のなかで、中央で決定する課題として、広範な出来高ノルマを一括して再検討してきた制度は廢止された。企業指導者は、企業の労働組合および地区労働組合委員会と協議のもと、労働生産性の向上を保障する技術的・組織的措置が導入された。これが、2、1年中につれて、少くとも、たるノルマの新しいノルマへの変更がござることになり、た。

2. 「社会主義的国民経済には、生きた労働、労働対象および労働手段の三者にかかる3種のノルマがある。これらのノルマは、社会全体の規模における、みな

「いく個別企業における労働の組織のため
は必要であり、これらが全く計画経済
は不可能である。これらはまた... 労働
支出の計画と実際とを比較し評価するた
めにも必要である。」(С. Турсянов и др.,
«Справочник экономиста по труду», 1962, стр. 3.)

3. «Экономика труда в СССР», 2-е изд., Тюг.
ред. А. С. Кудрявцева, 1961, стр. 168.
4. А. Д. Аганбегян, В. Ф. Майер, «Заработная
плата в СССР», 1959, стр. 88.
5. K. Marx, Das Kapital, Bd. I, S. 367; (邦訳)
青木文庫, p. 576.
6. Ebenda, S. 82; (邦訳) 同, p. 178.
7. А. Е. Григорьев, «Экономика труда», 1959,
стр. 86-87.
8. А. Д. Танцов, «Основы технического нормиро-
вания труда на производственном предприятии»,
1961, стр. 15; № 1: См. «Экономика труда в
СССР», стр. 172.
9. «Экономика труда в СССР», стр. 172.

10. *Ман же, сmp. 173.*

11. 準備と完結の時間は、作業命令書1通あたり、1回分だけ支えられる。しかし、2作業の性質により、たとえば完了までに数日を必要とする作業であれば、数日をへてから、その始めと終りに、あわせて1回分が支出されるわけである。他方、数時間で完成する作業であれば、1日のうちには数回、準備と完結の時間が支えられることになる。したがって、毎日かなり製品をつく大量生産職場では、必ずしも準備と完結の時間はない。(см. *Ман же, сmp. 179.*)

12. С. X. Турынов, И. А. Поляков, К. С. Ремизов,
«Справочник экономиста по труду», 1962, сmp.
5-6.

13. 今連の経済実務家用の労働便覧にありて、「標準的な」労働時間支出の分類は、くわしくは以下のようにな、213。

I. 作業時間 (время работы)

A. 準備と完結の時間 (подготовительно-заключительное время)

- ① 命令書と設計図の受取と返却, ② 作業と設計図の研究, ③ 材料と半製品の受取, 査検, および残余分の返却, ④ 工具, 装置の受取と返却, ⑤ 職長および調整係の指示をうける, ⑥ 工具と器具をとりつけ, また加工終了後にそれらをとりさる, ⑦ 工具の第1回目の研磨, ⑧ 設備の調整, ⑨ 完成品の管理課への引渡し。

B. 檢査時間 (оперативное время)

[I] 基本的(技術的)時間 (основное (технологическое) время)

- ① 機械時間 —— 過程進行の観察, ② 機械時間 —— 設備の自動作業の観察, ③ 手渡式機械における検査時間, ④ 機械作業と手労働が半々のはり合いの検査時間, ⑤ 手労働時間。

[2] 補助的時間 (вспомогательное время)

- ① 加工物と工具の取りつけ、取りはずし、② メカニズムの操作、③ シャトル、糸巻など、機械の作業部品の取り替え、④ 加工物の測定。

C. 作業場サービス時間 (время обслуживания рабочего места)

[1] 組織的時間

- ① 交替のはじめに作業用の装置と工具を準備し、交替のあわりに片づける、② 設備の点検と試運転、③ 設備の油さしと掃除、および床掃除など、④ 交替の引継、⑤ 交替のあわりの作業場の整理。

[2] 技術的時間

- ① ナビた工具のとりかえ、② 工具の調整と研磨、③ 設備の調整と過程進行の規制、④ 金屑の除去。

II. 中断時間 (время перерывов)

A. 生産の不調による中断 (перерывы,

зависящие от неполадок на производстве)

[1] 組織的不調

- ① やるべき作業および設計図などのないこと、
- ② 材料、半製品のないこと、
- ③ 工具・装置のないこと、
- ④ 起重・運搬機器なし、
- ⑤ 指示なし、
- ⑥ 設備の調整なし、
- ⑦ 生産中の製品の到着および検査なし。

[2] 技術的不調

- ① 設備の修理、
- ② 工具、装置の破損、
その取替または修理なし、
- ③ 電力、
ガス、圧縮空気、蒸気、水などのなく
うこと、またはそれらの圧力低下。

B. 勲労者に原因のある中断

[1] 休憩と生理的必要

[2] 労働規律の違反

- ① 遅刻、
- ② 雑談、
- ③ 理由のない作業
中断および定時前の作業停止、

[3] 個人の偶然的理由による作業 中断(負傷など)

(資料：См. С. X. Турсаков и др., также, срп. 18-20.)

14. «Экономика труда в СССР», срп. 184; С. X.

Турсаков и др., также, срп. 8. 両者同文。

15. «Экономика труда в СССР», срп. 184.

16. Там же, срп. 189; また С. X. Турсаков и др., также, срп. 15.

17. Там же, срп. 190-191.

18. Там же, срп. 197-198.

19. Там же, срп. 226.

20. Там же, срп. 198.

21. すくなくも 1956 年の時真にありて、技術的に根柢あるノルマは、ソ連において理実ヒリヨリ、むしろ当為である、などみなすべきである。当時の公式文書によると「ああくの工場、鉱山において、いかゆる経験的・統計的出来高ノルマが作用しつづけ、技術的に根柢あるノルマはほとんど採用されてない。」また「技術的ノルマ化はすべておされた状態にあり、ゆえに労働と賃金のたたしの組織化の基

確認とし、2月11日と指摘され2月3日。

(«Директивы КПСС и Советского правительства по хозяйственным вопросам», №. 4, стр.
630—631.)

22. «Экономика труда в СССР», стр. 234.

第3節 勤労の支払

ソ連における勤労支払は、国民所得のうち、勤労者にたいして個人的に分配される部分である。「勤労支払の組織」はつきの3部分によつて構成される。第1は勤労のルマ化であり、そのたゞ、比較重要な任務は先進的で技術的に根柢のある勤労支出ルマ(時間ルマ比出来高ルマ)の作成と導入である。第2は、賃率による賃金のルマ化であり、その基本的な任務は、各種の労働者グループの勤労支払水準をまとめた根柢あるルマナーフ(賃率、等級表など)

ど) の作成と、そのたゞしひ適用とである。これは労働の支払形態と支払体系との組織化であり、このたゞしひ利用をつゝいて、労働の質と量における賃金計算における秩序が保障される。²³

以上に「労働支払の組織化」の内容を個条書きにしめしておこう。

(I) 労働のルマ化

(労働支出の量の基準の決定)

A. 労働支出時間の分類基準の作成

B. 3種類の観測方法

① 単位作業の測定

② 労働日の全時間調査

③ 生産過程の全時間調査

(II) 賃率体系(労働の質の基準の決定)

A. 賃率の決定

B. 等級表の決定

C. 職務格付便覽の作成

(III) 労働支払の形態と体系 (労働の質と量の2見地からの支払基準の決定)

A. 賃金形態と賃金体系の決定

B. 作業日による支払の形態と

体系の決定

労働支払のための賃率体系は、賃金の領域におけるソヴィエト経済政策実現のためのも、とても重要な手段である。これは、賃金の差別化と規制とを組み合わせたもの、ルマナーフの全体であり、①賃率 (*тарифная ставка*)、②等級表 (*тарифные сетки*)、③職務格付便覧 (*тарифно-квартификационный справочник*) の3部分よりなる。²⁴

賃率体系の主要要素を中心において決定することは、賃金の国民经济的な規制にともなって不可欠であるとされる。賃率体系の個々の要素の適用方式をまとめたのは、加盟共和国およびソヴィエタルオースにてにして、一定の範囲で独立の权限があたえられるところけれども、不均衡を引せずために、これらの機関が賃率体系にかんじての決

定は、また、ソ連労働會議の「労働・
資金問題」国家委員会と協議するものとさ
れ 25, *26
れ 2. 11. 3.

賃率 賃率とは、三者との職務別に、
単位労働時間あたり〈貨幣〉単位でしめさ
れた労働支払の額対量である。ならばれば
単位労働時間にありて、1時間あたり賃
率、1日の賃率、月間の賃率 (OKrag) など
の区别がある。²⁷ 現在、ソ連において、賃率
は三者の職務の最下級労働者の基準賃
金として決定されてゐる。²⁸

賃率は、①産業部門の別、②管理制度の
別、③賃金形態の別、④労働条件の別など
とひとくじ標準にしたが、2、職務ごとに格差
をつけて決められてゐる。

オ1: 国民経済の主要部門 (たゞしが石
炭、冶金、石油部門など) におけるは、輕
工業、食料品工業、その他にあけよリも、
“ちいさく”賃率がたか。^{29, *30}

オ2に、管理系統の84%による格差として、ソグナルホース、産業省、国家委員会によくする企業においては、地方工業によくする企業におけるよりも、以下が債率がた +31, +32 カい。

オ3に、賃金形態の別による債率の格差がある。大部分の工業部門において、出来高賃金の債率は、時間賃金の債率よりも5-10%たかい。この差は、可能なかぎり出来高賃金の採用を奨励することと、出来高制のもとにあける部分的な労働強化の補償のために必要であるとされる。なみ鉱山業、冶金業、食料品工業、建設などにおいては、賃金形態の別による債率の格差はない。

オ4に、労働条件の差によるとぐく債率の格差として、たとえば高温での労働、地下労働、健康に有害な労働にかんしては、通常の労働条件におけるよりも、10-20%高い債率がもとづけられており。また広義の労働条件として勤務地の差があり、ソ連の現

状況は、極北、極東などの地方の勤務につ
いては、一般に好まれる勤務地にあつて
33
りも、割高の賃率がもつてゐる。

等級表 等級表は、一定数の等級(pay grade)と、それそれの等級につけてきめられた3の賃率係数とからなる。ある職務を何等級にあつては、その職務の参加する生産過程の複雜さ、特殊性および機械化水準などによつて異なる。したがつて同一工業部門においでも、職務のちがひによつて等級の数は13ないし3である。たとえば流れ作業にしたがう労働者につけては2ないし3の等級、また小量生産および個別生産にしたがう労働者につけては、5ないし6の等級があるとされる。

実例として、ここに、第20回党大会の指令にまとづく賃金体系の改善の作業過程で承認され、機械工業および金属加工工業のすべての企業につけて導入された6等級式

等級表

賃率等級	I	II	III	IV	V	VI
賃率係数	1.00	1.13	1.29	1.48	1.72	2.00

資料： C. X. Туровский, машина, cmp. 55.

の等級表をかかげよ。ここで賃率係数は、I等級を1.00とし、各等級の単位時間あたり賃率のあつたの相互関係をしめす。ひとこの等級表は他の工業部門におけるもひろく利用されていふ。

賃金の調整にかんするソ連共産党中央20回大會の指令にもとづいて、ソ連國営会議の「労働・賃金問題」國家委員会は、等級表における等級の数の減少と、その格差(guanazoh, 当該等級表における最高の賃率係数と最低のそれとの相対比率)の縮小のために、尤規模な作業をおこり、た。賃金体系の改善の以前には、等級数が6から12、そして格差が1:1.8から1:4におよぶ等級表がおちりおれでいたのにたいして、現在では

引つゝ等級数は6、格差は1:1.8から1:2まで、たゞし労働条件と同一にしない生産部門（たとえば鉱山業や冶金業）において、格差1:2.4から1:2.6によれば、または8の等級をもつ等級表がもちいられていふ。また石炭業の地下作業については、格差1:3.75の8等級式の等級表がもちいられる。

等級表における賃率係数は、それまでの等級の作業か、オ1等級の作業より、どれだけ複雑であるかといふ質的評価を数字によつてしめしたものである。等級表の目的は、1つは、熟練資格のたかく労働にいたして、その資格のいくく労働にいたすよりもたかく支払を保障することであり、他方、そのことによつて、労働者がよりたかく等級へあがることを望むよんに刺激することとである。³⁵さきにそのべたよんに、賃率のはあいは、産業部門、管理系統、賃金形態および労働条件にあひる差異を考慮し

て差別がもろげられ 2113 の間に至りし、等級表のはあいは、ち、ぱる特定職務の枠内における各個人の熟練資格の差を根柢として格差がもろげられ 2113。

職務格付便覧 ヨ連におひて、職務じヒニ債率と等級表とかどのようには決まつてゐるかは以上におひてみた。ところで、ここに一人の労働者があるばあい、その労働者の職務と熟練資格等級とを決定し、それを債率体系のなかの特定の位置に格付けするための基準となるのが職務格付便覧である。
すなわち職務格付便覧とは、職務 (профессия) と熟練資格等級 (квалификационный разряд) とを主語とし、当該職務と熟練資格等級のすべき作業内容と、その債率とを述語とする一覧表である。³⁷

職務格付便覧を作成する手続とは、ヨ連労働会議の「労働・賃金問題」国家委員会、および全連邦労働組合中央会議 (BUGCTIC) に

よ，と決められてる。これはよると，「
それの産業部門にもある職務に付くする「共
通便覽」は労働研究所によ，と作成され，
他方，「部門別便覽」はそれぞれの部門の研
究所や企画部、一口一によ，と作成される。今
また少く少數の企業よりなる産業部門には
ありには，関連企業の合同委員会によ，と
便覽が作成されるか，そのさい，この合同
委員会は，関係監督局またはソ連内僚會議
の「労働・賃金問題」国家委員会の部局の
指示によ，と創設される。

所属部門を異にする諸企業におひてなさ
れる各種各様の作業につれて，その複雑度
の評価のあたりに不均衡がうまれるようす，
さきにあげた労働研究所 (Научно-исследо-
вательский институт труда) が共通便覽の作
成方法の指導の責任をあり，以下の諸表に
つけて方法的指示をたててゐる。①作業
の複雑度の評価のため，作業内容をもす各
機能の別 (計算，設計，加工，メカニズム

の管理、実施面の信頼性)に奨励法と採用すること、(2)便覧の構成の可能性をよりの簡素化、(3)これよりの熟練資格の特徴の統一的な例示と、参考として、ビラ「たゞある」に組分けをより複雑にすべきで、またその逆にしづらさの規定、(4)最下級の職務の内容、およびそれにもとづく等級別の作業の複雑度の評価と、作業の組分け、(5)個別企業における試験的な賃率の再検討の実施方法とその手続き、およびその結果の一般化、(6)便覧改訂案と、協議のため全連邦労働組合中央会議に提出し、および承認のためソ連労働會議の「労働・賃金問題」国家委員会に提出するまことに、試験的な賃率再検討の資料にもとづいて、便覧を最終的に訂正するための手続き、(7)職務格付便覧の改訂案と協議と承認のため提出する手続き³⁹。

賃率体系の改善 1956年まであこなわれ

ていた賃率体系は一連の欠陥を持ち、ていた

といわれる。第20回党大会への中央委員会報告のなかで指摘されたところでは、1933年以來、全国的に再検討のなか、たゞ低すぎると賃率との関連で、労働者の賃金のうち賃率により計算される部分の比重は45—60%に上り、211た。また、とくに1946年以降にうまれた産業部門においては、オーナーの賃率と等級表との種類があついために、賃金の計算が複雑になり、同様に労働の支払に212不均衡をもたらし、賃金の部門およぶ地区にかんする規制をむずかしくして213た。経済的に根柢不十分な各種の賞与体系がひらく採用され、また1ルマは平均して150—180%を遂行される始末で、労働の尺度としての意義をうしなり、214た。

以上の欠陥は、1956—1960年にかけておこなわれた賃金と労働1ルマ化の改善の過程で基本的にはとりのぞかれた。この改善作業によつて、①種類のかみすぎた賃率と等級表とか整理され、②出来高賃金を適用

され3労働者の賃金の上がり、賃率にもとづいて支払われる割合がふえ、(3)熟練資格の上下にもとづく労働支払の格差が縮小された。

ところがソ連の賃率体系の将来につれては、物的および非物的生産をつうじて、すべての作業の賃率決定を統一すること、同時に低位および中位賃金を引きあげるとともに複雑な課題を解決しなければならぬとされてくる。そこで、この作業の基本的な方向と、その実施の段階は第21回党大会において決定された。

1962年にみわかる第1段階につれては、オーバー競争(最下競)に月面70—45ルーブルの賃率と、また同時に等級表の格差の縮小とが予定された。この改善の第1段階は、工業、建設、運輸の大部分、通信におけることは終了した。この結果、これらの各部門の労働者の賃金におけるのは、賃率による支払が、出来高払のばあいには70—75%，時間払のは

あり 1/2 は 80 ~ 85 % に引いた。第 1 級の 償率の種類は 1,000 から 200 余にへり、また基41本的リ等級表は 6 等級式となりた。

1964 - 1968 年に予定された 償率体系改善の第 2 段階にあたりては、工業、運輸、通信、建設、農業の全部門とつゝいて、单一の等級表を導入する前提として、等級表の種類の 1/2、その簡素化がおこなわれたのである。と同時に労働者の 償率と、指導者、技術者の給料とのあいだの関連をつねめると、この問題があこぎであるとされる。

償率体系改善の前提の 1/2 として、第 21 回党大会で決議されたように、⁴² 最低 償率を月間 50 - 60 ルーブリの 償金にみあうよう引上げることがあげられる。この措置が実現されると、低位および中位 償金の引上げをつゝいて、それと高位 償金との差がますますちじますであろう。まさに技術進歩と労働条件改善にかんする体系的措置の導入にともなう、産業各部門の第 1 級 償率

のあたりにもうけられて「3格差の縮小」という問題がうまれてゐるゝとされる。7
カ年計画期のあたりに、装置生産と自動化
生産の比重がすこしへ上昇するので、賞与
付時間支払 (награжденно-премиальная оплата)
の採用がいゝ、といふ普及するのである。また
この種の作業方式におけることは、すべての参
加者の作業が1つのリズムにまじしく服し
てゐるので、出来高払労働者と時間払労働
者の労働の成果のあたりの連関はつよくさ
したが、⁴³出来高賃金と時間賃金とに別の
賃率をもつけることの可否かとわれる。と
して「3格差」とされてゐる。

労働支払の形態と体系 賃率体系とは、
労働の質の見地から、労働の評価基準をあ
たるものである。したが、²そこでは、
労働の量的支出の多少と¹の見地は捨象さ
れてゐる。賃率体系の適用によ、²仕事
の労働者のなすである；労働は、労働の実

行はされた、乙、単位時間あたり貨物の一
定の評価をうけ、労働ルマの運行条件
として、単位時間あたり一定の賃金にあた
るするものと格付けされる。このふたこと
賃率体系の段階にありては、それのうけと
て賃金量はまたひとつの可能性にすぎない。
①労働ルマの体系と、②賃率体系との組
合せによつて、③労働支払の形態と体系が
成立し、そしてこの3者によつて「労働支
払の組織」が構成される（本節冒頭の個条
書を参照せよ）。

現在、ソ連における労働支払の形態には、
大別すると①国営企業の勤労者の月あるいは
賃金、②コルホース員のはあいの作業日に
おうじた所得といふ2つがある。両者のあ
いだには、社会主義的所有的2形態の相違
にもとづく差異がある。賃金は個別企業の
所得には直接には依存せず、労働ルマ、
賃率体系および賃金体系にもとづいて、國
家により決定され規制される。他方、作業

日にあらじた所得の水準は国家によらず、⁴⁴は保障されず、それは個々のコルホースの経営成績によって異なる。ところに賃金は〈貨幣〉形態であるのに、コルホース員の作業日による所得は〈貨幣〉と現物との2形態による。

国営企業の労働支払形態である賃金には、①出来高賃金と、②時間賃金といふ二つの基本形態がある。第1の出来高賃金形態のうち、最も単純で基礎的なのは、個人別の直接出来高支払制 (*прямая сделчная система*) である。これによると労働者の賃金は、かれ自身の出来高と直接に比例してなる。各人の労働が個人別にルマ化され、計算できるより企業形態のもとで、この個人別の出来高支払制が採用される。

この方式の基本的要素は、特定の単位作業あたりにつけてきめられたいの不變の作業単価 (*расценка*) である。作業単価は、それがその作業等級に対応する賃率と、その

作業の出来高 1 ルマ または 時間 1 ルマで割
ることによつて計算される。それはあり,
出来高 1 ルマ, ある 1 時間 1 ルマのどちら
かどちらかにしたがつて, 2, 作業単
価には 2 つの計算方法がある。

まず出来高 1 ルマとすれば, 作業単価 P
は以下の式によつて計算される。

$$P = \frac{T_1 \cdot K \cdot \Pi}{H_B} \quad \text{or} \quad P = \frac{T_{\partial H}}{H_B}$$

ここで

T_1 : 1 等級の出来高私労働者の

1 時間あたり賃率,

K : その労働者の作業等級の賃率係数,

Π : 1 支替あたりの時間のながさ,

H_B : 1 支替あたりの出来高 1 ルマ,

$T_{\partial H}$: その労働者の作業等級の

1 日あたり賃率。

また時間 1 ルマがもつてられるればあり、
作業単価はつきの式によつて計算される。

$$P = T_i \cdot K \cdot \frac{H_{BP}}{60}$$

シレーハ_{BP} は 分でしめされた時間ルマ₂
ある。

出来高払制を採用するには、次の
条件として、①根柢のある技術的ルマ化
と賃率決定、②作業場の良好な組織化とサ
ービス、③出来高みよび遂行された作業の
質にたるるきびし統制などと保障する
必要がある。^{45, *46}

単純な直接出来高払制のとて、労働者
のうけとる賃金の額は、作業単価と、遂行
された作業の単位数との積として計算され
る。しかし実際には、労働ルマの超過遂
行を奨励するため、累進制を加味した累進
出来高払制の採用されてゐることがああ^合
このばあには、直接出来高払制を基礎と
し、これがやや複雑化される。

時間賃金は、出来高賃金とならんで、賃
金の基本的形態の一つである。時間賃金は今
ある特定の作業の性質上、労働意欲の刺激

に有効といふ出来高賃金の特徴は、その作業に比し、2) はれども、2) 不適当または無意味であるようならばあらかじめ採用される。流れ作業、オートメーション作業の激増といふ現状のもとで、時間賃金の適用される職務の比重をふくむ傾向にある。時間賃金の基本形態である単純時間賃金は、単位時間(1時間、1日、または1ヶ月)あたりの賃率と、実際にはたうした作業時間数(時間、日または月で表示)の積として計算される。

なおソフホースにおける労働者は、国営工業企業におけると同様に組織され、いる。旧来の支払方式によると、ソフホース労働者は、個々の職務とともに、1日あたり賃率にちがいなくきめられて、¹⁾ 2) 出来高単価 (сдельная расценка) にしたが、2) 賃金が計算される。ところで現在、ソフホースに導入されたある支払方式は現行方式と本質的にことなり。共通職(修理工、運転手、建設エリビ)の労働者は、国民经济全体を

つづいて單一の賃率によ、⁴⁷ 支払われざつあらず。畜産部門の労働者に對し $1:1.8$ の格差、また機械作業にしたがう労働者には $1:2.0$ の格差をもつされそれが6等級の等級表が導入されたことは 733 と $"$ われ 3 合

23. C. X. Турсунов, И. А. Полаков, К. С. Ремизов, «Справочник экономиста по труду», 1962, сmp. 50.
24. Там же, сmp. 50-51; «Экономика труда в СССР», 2-е изд., под ред. А. С. Кудрявцева, 1961, сmp. 304.
25. «Экономика труда в СССР», сmp. 302.
26. 以連にあつた賃金の国民经济的規制とは、①消費フォレド全体と、そのうち個人的に分配される部分とのあく T_1 、②生産各部門の平均賃金のあく T_2 、③最低賃金と最高賃金とのあく T_3 に、適正な相互關係をもつたものである。(Там же, сmp. 312.)
27. C. X. Турсунов и др., там же, сmp. 51.

28. «Экономика труда в СССР», cmp. 304.
29. Там же, cmp. 305.
30. 前者におけるは、労働者に有利な、
さまざまな賞与、免税措置、特典などが
あたえられるので、後者とのあたりの
賃金水準における差は、賃率水準にあ
ける差よりさらに拡大する。
31. 機械工業および金属加工工業のはうへ
との差は約10%である。(С.Х. Турсаков,
там же, cmp. 53.)
32. 第1の産業部門の84、第2の管理制度
の84にまとめて賃率の差別化の根柢は、
ともに、国民经济のそれぞれの発展段階
にありる重要性である。その段階における
て、何にか重要なのは、管理・計画機関の
見解のうちに表現されたと考えられる。
33. «Экономика труда в СССР», cmp. 304-306.
34. Там же, cmp. 308.
35. Там же, cmp. 310.
36. 1等級の賃率と、任意の等級の賃率係

数とがわかれば、その等級の賃率はつま
の式により計算される。

$$T_n = T_1 \cdot K_n$$

ここで T_n : 任意の等級の賃率,

T_1 : 1等級の賃率,

K_n : 任意の等級の賃率係数。

たとえば、ある作業種類の1等級の1時間賃率が27.5カラム、3等級の賃率係数が1.29であるとしておれば、3等級の1時間あたり賃率は $(27.5 \times 1.29 =) 35.5$ カラムとなる。(С.Х. Тургенев и др.,
там же, ср. 55.)

37. См. «Экономика труда в СССР», ср. 311;
С.Х. Тургенев и др., там же, ср. 56; А.Д.
Азанбеков, В.Ф. Майер, «Заработная плата в
СССР», 1959, ср. 136.
38. «Экономика труда в СССР», ср. 313.
39. Там же.
40. Там же, ср. 316.
41. Там же, ср. 316-317.

42. «Материалы Внеочередного XXI съезда
КПСС», 1959, сим. 151; (脚註) 「Y連邦共
産党第21回大会」第1分冊，合同出版社，
1959年，p. 230.
43. «Экономика труда в СССР», сим. 317-318.
44. Там же, сим. 293.
45. Там же, сим. 321-322.
46. さきの式による計算方法を、出来高 1
ルマによる計算式のはあいかで解しよう。
もし 7 時間交替で、ある製品の出来
高 1 ルマが 35 個、1 等級の出来高払労働
者の 1 時間賃率を 15 カペイカ、その作業
にしたがう労働者の自己の等級は 6 等級
で、この賃率係数が 2 であるとすれば、
かれの作業単価はつまのようになる。

$$P = \frac{15 \times 2 \times 7}{35} = 6 \text{ (カペイカ)}$$

時間 1 ルマがもうち 3 はあいかは、
他の条件はみなじで、この作業遂行の時
間 1 ルマが 12 分とすれば、作業単価はつ

すのよりなる。

$$P = 15 \times 2 \times \frac{12}{60} = 6 \text{ (カペイカ)}$$

7時間交替で出来高1ルーブルが35個となることは、1個あたり12分となることであるから、2つの方法の結果が一致するのも当然である。

47. «Экономика труда в СССР», срп. 356-358.

第十節 勞働の組織化

*48

社会主義企業における労働の組織化とは、「技術の完成度と生産過程の組織とのあたはられた段階のもとにあって、労働力の計画的で、も、とも目的にむかひ、た利用をめざす諸措置の全体」⁴⁹をいう。具体的には、それは、①分業と協業にかんする諸措置、②作業場の組織とサービスにかんする諸措置、③労働の保護と安全にかんする諸措置、④労働規律強化の諸措置、⑤労働者の資格と

文化的・技術的水準との向上にかゝる諸措置、⑥社会主義競争の諸形態の発展にかかる諸措置、⑦労働の質と量におけるいた労働支払の組織化にかかる諸措置などである。

社会主义企業における労働の組織化の主要な任務は、労働生産性のためより向上を確保することである。このために、まず^今生産の部分過程のための調和をやり、そし、労働力の配置面の欠陥をとりのそし、また、作業場の組織とその補給の方法との改善によって、労働時間の損失を一掃するための条件をつくりだすことが必要である。⁵⁰

企業内における分業の基本的な形態としては、①たとえば旋盤作業といふように、もちらされ生産用具の同一性を基準とした作業の区分、②個々の作業課題別の分業、③熟練労働と不熟練労働との区分、④基本作業と、副次的な準備・補助作業との区分

などがある。このはあり、同一の生産用具の同一性を基準とする作業区分は、企業における分業の端緒的形態である。この分業が発展して作業課題別の分業となるが、これは、労働者またはそのグループが、作業場で一つまたは限られた数の作業だけをすることとなるところである。
51

作業場の合理的な組織は、それまでの作業場に一定の作業をさせること、すなわち作業場の専門化を基礎とする。このうえにたゞ、(1)作業にもとより適当な生産設備ととのまとこと、(2)清潔、秩序など、正常な外的労働条件を確立し、維持すると、(3)すべて必要なものを適切なく補給することなどが必要である。これにからして作業場をたやすく装備するため、労働過程でもちいられる労働手段と労働対象の一覧表がつくられる。装備は、当面みこなわれた作業とは直接の関係なく存在する常置的なものと、あこなわれた作業との関係での

又心要が一時的且ちのとて分類され。

ルマを遂行しない労働者の数と、すべての労働者にたどりつけ、ルマの遂行と超過遂行ととさせたげてみると原因を確定するひと

⑤現行ルマの算と、それの個々の職場にたどりする適用方法が正確いかどうかを検討し、また職場が異ると、同様な労働にたどり、異なるルマが決められてみるとどうなるかをあきらかにする」と、⑥職区、企業における、生きた労働支出の全体をうめて、技術的に根柢あるルマが適用されてるのは、どれだけの比重をもつて計算すること、などである。⁵³

48. 「組織」と「組織化」との区别として、ここでは後者と、前者の下位概念、すなわち組織のうち、とくに「組織する」という動態的なプロセスに注目し、強調する概念としてもちいる。ロシア語の単語としてはとともに организоватьである。

49. «Экономика труда в СССР», Тог пер. А.С.
Кудрявцева, 1961, сим. 245.
50. Там же, сим. 245.
51. См. там же, сим. 247.
52. Там же, сим. 256.
53. Там же, сим. 272—273.

第5節 労働支出計算における時間単位 から〈貨幣〉単位への変換

以上、本章において説明したように、現段階のソビエト経済における労働支出計算においては、それぞれの単位作業ごとに、時間という測定単位で表示された労働、ルマ、すなわち時間／ルマが、^{*54}単位作業あたりの生きた労働支出の全体 ($u+m$) を表現している。このように生きた労働支出 ($u+m$) は、労働／ルマの段階にあっては時間単位で表示されてい。

ところで時間単位による表示は、労働ルマと「労働支出の「標準」と、それにもとづく労働力の生産過程への配置の次元のみとどまらず、問題が労働支出の事後の計算の次元にうつると、そこでは、労働支出のばありをはじめとして〈貨幣〉単位がもたらされる。このかたよりソ連の労働支出計算におけるは、労働ルマの次元と、労働支出の次元とにおりては別の測定単位がもたらされてゐるわけである。シカソエさきに本章の1節でしました生産物1単位あたりの労働支出の計算式における生きた労働支出大は〈貨幣〉単位で表示されるとなり、したがって過去労働を多く生産物1単位あたりの労働支出総量($c+r+m$)もまた論理的必然として〈貨幣〉単位で表示されざるをえない。

そのうえ現行の方法のばあい、この測定単位の変換は、実は、はなはだありまじ形でしかみこなわれてゐる。すなわち時

個単位と〈貨幣〉単位とのあいだの厳密な
相互関係は自覚的には明示されておらず、
労働支出の1時間が何ルーブリにあたりか
は定義としてあたまうれていない。現在わ
れわれは、ソヴェト経済の統計資料により
1年間の労働時間総数と、〈貨幣〉単位表示
の国民所得とを知ることにより、両者の相
互関係を直接的または条件的にのみ知ること
ができるだけである。

資本主義のはあいとの比較 資本主義の
労働支出過程にみても、オ2節で引いた
ように、個別企業が労働力を生産過程に配
置するばあいには、一種の時間ルーブルをも
ちりざるをもなし。しかし注意すべきは、
資本主義にみても、時間単位の適用を労働
支払の次元にまでおよぼすことは、生産様
式の性格からみて絶対に不可能といふこと
である。今までもなくこの理由は、資本
主義にみても商品の価値は市場にみてもは

じめて明らかとされるのであり、したがつて労働支払につけても、それを時間単位で表示すると“うことは不可能であるばかりか、無意味でもあり、それは不可避的に貨幣単位によ、て表示されざるをもせ”。

しかし社会主義の労働支出過程につけては、またく事情がことなる。ここにあつては、労働ルマと、それにまとづく労働力の生産過程への配置の次元にとどまらず、さうに労働支払の次元につけても、首尾一貫して時間単位による表示をおこなうことが原理的に可能である。“今まで多く、その理由は、社会主義にあつて、市場におけるモノの等置といふ媒介環をぬきにして、生産物にたいする労働支出を直接的に時間単位で表示することができるからである。ソヴェト経済の現状がいまたゞにそのようではなく、そこでは労働支払につけて<貨幣>単位がもちられていふといふことは、ソヴェト社会主义が、将来においても労働支

出にかんして首尾一貫した時間単位による計算をあこなう上とがて“さむ”と“う事”“みする”ものではなく、たゞ、現在はまだその發展段階にまで到達して“さむ”と“うこと”を意味するにすぎない。

測定単位の変換以外の諸問題 勞働支出計算にかんする諸問題のうち、測定単位の変換以外にかんするものを、以下、3つにわけて論じておく。

第1は、労働支払における労働の複雑度の評価についてである。前節でのべたように、労働支払にかんして、労働の複雑度、これらと労働の質の評価は、現在のソ連の制度においては賃率体系によつておこなわれてゐる。^{*55} このばあい大別すると、①職務のちがいによる賃率の格差と、②同一職務のなかでの熟練資格等級のちがいによる賃率係数の格差とがあるけれども、もししころの格差の設定がまずければ、今

労働支出計算にヒズミのうまれるおそれがある。

第2に、Y連の現行方法における〈賃金〉は、①賃率によつて計算された部分と、②各種の賞与部分との合計から構成されてゐる。労働レバの超過遂行のはあとの賞与など、各種の賞与はおみをね賃率に基礎をもち、それとの一定の比率にあつて設定されてゐるけれども、もしこの比率の設定のしかたがますければ、労働支出計算にヒズミのうまれるおそれがある。

第3に、第4章の3節におけるべよさには、現行の方法では、労働支払にさへして生きた労働支出の全体がまず計算され、 $(v+m)$ つづきその部分として、個人的な受取部分が決定されるという順序になつてゐる。また、たゞ逆に、まず個人別の労働支払の量が最初に求められ、そこから出発して、 $m = k(c+v)$ といふように、〈原価〉にたゞす一定の比率として m 部分のおみを

さがきめられ“る”。これは、C.ストルーミリントン博士に指摘したように⁵⁶、現行方法の最大の難点である。この方法のはあは、左のああきさか「眞のm」に対応するよう決定されるよりも、ことは偶然であり、この方法によるかぎり、労働支出計算にあるて“いのヒズミのもたらされたるは不可避である。

54. “いま時間1ルマを N_t 、出来高1ルマを N_o 、1労働日のながさを T_d とすれば、
 $N_o = T_d / N_t$ と表現され3。このように出来高1ルマと時間1ルマとは逆数の関係にある。したが、て出来高1ルマとは要するに転形された時間1ルマといふのであり、すくなくともシンドの議論にあんするかぎり、時間1ルマにつけてのべたことは、出来高1ルマにつけてもまた妥当する。

55. この度は『経済学教科書』第4版もみと

112. («Политическая экономия —
учебник», 4-е изд., 1962, стр. 505, 515; (翻訳)
『経済学教科書』第4版, p. 786, 800.)

56. Струмилин, К вопросу об учете стоимости
продукции, «Вопросы экономики», №. 12, 19
56; いの 翻訳が, 木原正雄訳編『価値と
価格の理論』1958年にあ3。

第4章 現行の〈価格〉決定の方法

第1節 過渡期の価格

過渡期のソビエト国民経済は、ロシア資本主義の遺産の1つとして、他のものとともに、とりわけその価格体系をも継承する。ソビエト経済における計画的な〈価格〉決定は、基本的には、労働生産性の向上による生産物価値の変化にしたがり、過去よりうなづかづかしくロシア資本主義の価格体系を、つきつきに改訂することによ、これはじまる。

流通過程の社会化の發展 〈価格〉を計画的に決定するためには、まず、生産および流通の両過程をつないだ再生産過程の社

会化（私的資本の退院、国民经济計画化による再生産過程の統制）が必要であるのは、ヨーロッパでもなり。国民经济の管理・計画機関が再生産過程の全面を把握してなければ、〈価格〉の計画的決定はありとなり。ところどころで国民経済における生産過程の社会化および管理・計画機関の創設につけてはすでに第2章においづのべたから、本章においづは、まずはじめに〈価格〉の運動が表面化する流通過程に焦点をおかせて、ソ連におけるこの社会化的過程を検討しよう。

ネップ期における流通過程の社会化は3つの段階と見て發展したといわれる。¹ 第1の段階は、1921年から25年にいたる時期である。この段階、とくにその初期においづは、私的資本がソ連の商品流通のなかで優位をしめ、商品流通は多くなくなり程度において市場における無政府性の影響をもつていた。けれどもすでにこの段階にお

つて、たとえば工業の国有化、卸売商業の国家への集中、および国営小売商業および協同組合小売商業の發展などにす、2、流通における計画性は「よりはじめて」た。

第2の段階は、1926年から32年にわたるこの段階にありて、流通過程における社会化セクターが、私的セクターにくらべて決定的に優勢となりた。これと基礎として商品の計画的流通の範囲はますます拡大し、流通における官房係は、市場の無政府性に比しては不利に、計画的發展にとては有利となりた。

第1、第2の段階をつゝいて、流通過程における卸売商業は、主として国営シンジケートによて、2担当された。1926年には、石油工業と製塩工業の卸売商業は100%をシンジケートがおどり、織維工業は20%は97.5%，マッチ工業は93.1%，皮革工業は87.5%がシンジケート化されてい

た。

小売商業の分野における私的資本が、とあるまで残存していた。けれども小売商品取引高におけると、私的資本の上昇率は、1927年は52.7%，1925年は43%，1926年は40.7%と減少の一途をたどり、1930年の5.6%を最後として、翌1931年はソ連の小売商業からも私的資本は完全に去った。³た。

このじに次の段階は1932—33年からはじまる。当時、都市のみならず、農村における社会主義的生産関係の成立にもとづいて、私的資本は流通過程から完全に排除され、かわ、ソシエト〈商業〉の全面的な支配とともに、生産物流通の性格は基本的に計画的となり、た。ただしコルホーズ市場においては、あくまでも無政府的因素がそのまま残存することになる。

〈価格〉の計画的決定の発展 以上にあり

て、過渡期のソヴィエト経済における流通過程の社会化の進行状況を概観した。以下においては、流通をものくも再生産過程全体の社会化をつゝいて、ソヴィエト経済における〈価格〉の計画的決定が、過渡期におけるどのように發展したかを、工業製品〈価格〉、農産物〈価格〉および〈小売価格〉について検討しよう。

1927年4月に採取された党中央委員会決定「国内商業と協同組合について」の第18条Bでは、国家機関が、国家の独占となり、これらの商品で需要をみたしうるときには、「私営商業にたいしても小売価格の標準化をあらばすべきである。ただし、私営商業にたいする限界価格の制定は、協同組合の下部機関および国営小売商業が、この小売をきわめて十分に組織していける地区でなさるべきだ」と指摘されていた。⁴

マイゼンベルクはこの決定の意味をつきのように述べる。国家機関は「國営工業

がこの生産と優位をもつて「た商品につい
ては、契約をもつては小売割増の最高
限度を私的資本に指図するようになりた。

このことによる、この流通費からみて正当と
思われるよりより、卸売価格と小売価格と
のあいだに過ぎて「た極端なひき引きを解消
する」という課題が首先よく解決された。國
營企業の商品の卸売価格を制定し、商業割
増を統制したこととは、小売価格の標準とし
て引下げる規模を直接に計画化するための
条件をつゝいた。小売価格引下げる政策
をおいつめて遂行した結果、「諸商品と個人
商人よりやすく貢みと」という課題が首先よ
く実現された。1923/24年度には、國營商
業と協同組合商業との価格水準は私營商業
の価格よりわずかに3%近くいたりであ
たが、1927/28年度には、國賓機関と協同
組合はその商品を個人商人より33%もやす
く売った。⁵

けれども、この時期における工業製品価
格は、

格上にたゞする規制の本津は、あまり高いたゞけなかつた。国内商業人民委員部はシナジケートを媒介として工業製品価格を統制しようとしたとめでられたけれども、當時二九はたゞした効果をあさめていた。

この原因は技術的困難のためばかりでなく、さらには1925年なれば以後、工業消費財に対する需要が少く、その価格があがりまわらぬ、たということにたよる。ソヴェト政府は、この厳重な価格統制によつて、この上昇傾向をくじとめようとした。

5ヵ年計画がはじま、このうち、1931—35年にかけて、工業製品の卸売価格は、原価増大のうしろと機械的にあうことなく、不變のままに保たれられた。このため、企業の赤字にたゞしては国家予算より補助金が交付された。当時、価格の自動的引上げは、工業化の時期にあつて原価引下げの努力にたゞする情熱をさまでし、工業内部における余力の動員をみたうせるといふ理由

によつて、不適當であるとされた。社会主義的拡大再生産のあたらし「釣合の創造」される時期における卸売価格の安定は、重工業の強化にむかへ役だ、などとみせられていた。

〈卸売価格〉の改訂は1936年に実施された。この改訂は、のちの1949年における〈卸売価格〉の改訂のばあいとおなじく、すでに工業製品原価の「伸び」による低下加算とされ、〈価格〉の安定した引下げのための前提かつられたといふ草稿のもとでおこなわれた。生産販賣と消費販賣の〈卸売価格〉は、計画原価とうわまわる水準、そして重・軽両工業の全部門にたりして正常〈利润〉を保証する水準に設定された。そして1936年から第二次大戦のはじままで、ほとんどのすべての工業部門は黒字であり、補助金をうけていた。

農產物価格 ネットの初期、農業が小農民経営と零細農民経営の大洋となりていた

といふ状況のとて、農業にたゞする國家の手はたゞさざけは直接的規制の方法によるほかはりか、た。国営工業と個人農経済と市場との間に結合され、しかも市場においては、當時、私営商人がぶぶ玉役割をもつてゐて⁸。われども 1922/23 年には、なるべく 25% といふあざきの比率で穀物調達にあつた個人商人も、1924/25 年にはわずかに 2.2% との比率がさかるにつれて、⁹調達価格にたゞする國家規制がつゝむ、た。
そして 1924/25 年には、これまでの市場価格による調達にかわ、て、穀物の限界調達価格、さるに翌 1925/26 年にはその固定指令価格の設定が可能となり、た。

たんに穀物だけではなし。国営および協同組合の集中的調達組織をつゝいて、ソビエト政府は、肉および工業原料作物についても固定価格で大量に入手することに成功した。全体としてみて 1926 年には、農産物の取引額のうち、協同組合商業は 49.1%，

国営商業は 27.7%， 私営商業が 23.2% とし
められた。固定価格によつて政府が大量の
農産物を調達するところの仕務は、17月¹⁰ 1927
年までに達成された。そして 1955 年まであ
なたわれた穀物の調達（価格）体系、
および 1953 年までの畜産物の調達（価格）
体系は、ともに基本的には 1928 / 29 年に設
定されたものである。

〈小売価格〉 〈小売価格〉決定の分野では、
国家が直接にまめる單一〈小売価格〉（地
域別〈小売価格〉をもふくも）制度への移
行は、食料および工業消費財の配給制度が
廢止された 1935 年より実施された。

これ以前にあける小売価格規制の特徴は、
ほとんどの商品の最終価格が、各種国家機
関のまめる個々の価格要素の加算によつて
して、商業機関によつて決定されていたこ
とである。ただ少數の商品が ^ル一フにつれて
のみ、政府が直接にまめ、そして商品に標

示されていゝ3固定小売価格、すなはち、わ
かる正札価格が存在していいた(タリュ、マ
ンナ、セ、ケン、学用ノート、電球などに
ついて)。それ以外の商品については、商
業機関が、商品少とに、工業の卸売引渡価
格に、商業・輸送割増とくわたり、また農村
地区ではさらに自動車・荷馬車割増とくわ
たり、小売価格を計算していいた。こういう
小売価格の規制方法においては、同一地東
で売られる同一商品についても、販賣機関
の相違によつて価格がちがうといふ欠陥を
まぬかれてなかつた。¹²しかし1935年以後、こ
ういう価格規制方法は過去のものとなつた。

さて1929年4月、党中央委員会総会に
おひり、スタークンは、ソ連には「¹³資本主義諸国にみられるよろな市場における
価格の自由な変動が存在しな」。われわれは穀物価格と基本的にはきめていゝ。われわれは工業商品の価格をきめていゝ¹⁴と

の述べていた。

このスタートン演説の意味は、あるいは「基本的」といふ副題に注目すべきものである。1920年代の後半には、ソ連の国民经济管理・計画組織がいろいろな形ととのえ、その運営者には、もはや〈価格〉は意識的にコントロール可能なものとみなされたといふ状況を、この演説は反映しているものとあわかれど。

1. Духтар, J. A., «Советская торговля в период построения социализма», 1961, срп. 468.
2. A. Baykov, "The development of the Soviet Economic System", 1950, p. 64; (野々村・岡井訳)『ソ連社会主義経済制度』東洋経済新報社, 1954年, pp. 86-87.
3. «Советская торговля», Статистический сборник, 1956, срп. 14.
4. «Документы КПСС о Советском правительстве по хозяйственным вопросам», № 1, 1957, срп. 453.

5. А. Майзендерг, «Чекообразование в народном хозяйстве СССР», 1953; (池田・平田共訳)
『同盟国民经济における価格形成』 東洋經濟新報社, 1958年, pp. 45-46.
6. А. Вауков, ibid., pp. 55-66; (前掲邦訳)
pp. 88-89.
7. Ш. Я. Турецкий, «Очерки платового чекообразования в СССР», 1959, ср. 44-45.
8. А. Майзендерг, (前掲邦訳) p. 41.
9. Ш. Я. Турецкий, там же, ср. 225.
10. А. Вауков, ibid., pp. 64-65; (前掲邦訳), pp. 86-88.
11. Ш. Я. Турецкий, там же, ср. 225.
12. А. Майзендерг, (前掲邦訳) pp. 254-255.
13. И. В. Сталин, Соч., т. 12, ср. 43-44; (邦訳)
『スターリン全集』 第12巻, 大月書店, 1954年, p. 59.

第2節 <価格> の種類

ソヴェト経済には、国家〈価格〉とコルホース市場価格、工業製品〈価格〉と農作物〈価格〉、〈卸売価格〉と〈小売価格〉など、さまざまの〈価格〉種類がある。これらの諸〈価格〉種類を整理する基準として、①所有形態_{および生産部門の別}_{=の2つは homogen か?}、②〈価格〉形成の段階の別、③生産物と実現する場所の別などがある。

オレハ、生産手段の所有形態のちからに起因する計画化水準のちからとひう基準によると分類すると、生産物の計画化された流通には国家〈価格〉、また計画化されない流通にはコルホース市場価格といふようだ。諸〈価格〉は2つに大別される。

すなわち（ソフホースのはあいとをい）⁺）国営企業の生産物には、じくわざかの例外とのぞみ、国家計画〈価格〉がもう引かれていた。されば、コルホース市場価格とは異なり、市場における需給変動の影響を直接には受けない。

コルホーズの農産物についでは、1958年までには、そのうち、②義務納入部分と契約部分は国家調達〈価格〉により、⑦国営および協同組合企業によて購買される部分は国家〈買付価格〉により、また③コルホーズ市場での販売分はコルホーズ市場価格により、それがどれ実現されていた。ところが1958年の改革によると、義務納入と、MTCの作業にたりする現物支払の制度は廢止され、それより国家が入手するコルホーズ農産物には單一の〈買付価格〉がもづけられることになりた。

工業協同組合の生産物は原則として国家〈価格〉により実現される。ただししかし、①国家から入手する原料によつてされた主要な生産物種類は單一国家〈価格〉により実現される。また⑦廢品およびコルホーズから直接に購入する原料によつて生産されるものは、地方ソヴィエト機関により統制される〈価格〉によつて実現される。

地方工業に亘くする国営の小企業に、ついで
も、(七)とかない方法が適用される。1955年
の統計によれば、工業協同組合の生産物の
84%強が国家〈価格〉で実現され、のシリ
の約15%が、地方ソウエト機関の統制のも
とに、協同組合ツェントホールによ、てまめ
された〈価格〉によ、て実現された。

鉄道、木運、航空、自動車輸送など、す
べての運輸費は、国家のきめる運賃によると
さりじに、家賃、公共サービス、入場料、
生活面のサービス(縫物、修繕など)の〈価
格〉は、中央または地方の各級国家機関が
きめる。

このように、生産物および有料サービス
の圧倒的な部分にたりして、ソ連における
は国家〈価格〉が定められてる。¹⁴ここで
以上に述べた計画〈価格〉の種類と統括す
ると、まず(a)国家〈価格〉があり、これに
よ、て国営の工業・農業企業でつくられる
生産物の基本的部分が実現される。(b)農產

物の国家〈買付価格〉、これは買付によつてコルホースから国家の所有にうつるものにつれて適用される。④限界〈買付価格〉(пределная закупочная цена)、これはコルホースよりコルホース員個人が協同組合にてつれて実現する若干の生産物種類(地方産の魚、植物性油脂など)につれて適用される。⑤農産物の国家統制〈価格〉、これは経済機関が市場価格によつて買付する農産物(野生の果実、玉のとうなど)につれて適用される。⑥委託商業(комиссионная тор-
говля)方式により、協同組合にてつれて実現された生産物の〈価格〉、⑦協同組合および小規模の国営地方工業が、廢物および自己買付原料よりつくった生産物の〈価格〉などである。¹⁵

以上の各種の計画〈価格〉はくらべると、コルホース市場価格の安定度はくらべて、それは、ある時期における、あれこれの商品の需給關係に直接に反応する。その価格は

あらじ市内の個々の市場でちかうし、あらじ1日のうさぎもちがう。また、コルホース市場価格の水準は、まずオ1に国営および協同組合商業による住民の需要の充足度アしたが、エ国家〈小売価格〉の水準に制約されア。コルホース制度の、ミテの強化、およびコルホース生産物への單一〈買付価格〉の設定によ、エ、農産物の〈価格〉決定、したが、エまたコルホース市場価格形成にいたるするソシグエト政府の影響力は、
17
あらじよしくつよき、エア。

オ2に、諸〈価格〉を形成の段階(couage)といふ基準にしたが、エ分類すると主には、生産販と消費販、および〈卸売価格〉と〈小売価格〉といふ2組の術語が軸となる。そのは、あらじ〈価格〉形成の諸段階を規定する要因は、生産物が消費されるまでに通過する3環の性格と、その数である。

生産販は、原材料補給計画によつづき、流通機関によ、エ国営企業のありだに分配

され、この上り **〈卸売価格〉** によつて決済される。生産財の **〈卸売価格〉** は、計画的(標準)部内原価と、正常計画 **〈利潤〉** とを要素として決められる。生産財のうち、工業、農業などの生産諸部門の内部だけを流通する機械設備類は、工場 **〈卸売価格〉** または工業 **〈卸売価格〉** しかなくけれども、小売商業でも販賣されるもの(修理・建築用の資材、木材、化学製品など)には、**〈卸売価格〉** と **〈小売価格〉** の双方がもづけられてゐる。

消費財には **〈卸売価格〉** と **〈小売価格〉** との双方がある。まず消費財の ① 工場 **〈卸売価格〉** は、生産財のはあいのように、計画原価と、正常計画 **〈利潤〉** とを要素としている。つぎに消費財の ② 工業 **〈卸売価格〉** は、① + 「取引税」 + [卸売機関経費] として決定される。これらは ③ **〈小売価格〉** は、② + 「商業経費」 + 「商業利潤」として決定される。以上の説明を圖解すると、

方式 1 図のようになります。

方式 1 図 價 格 要 素

C + V		m		
総原価	蓄積	流通費	蓄積	
物的支出 (減価償却) (Einkauf)	賃金	利潤	取引税	商業経費
				物的支出 賃金
工場 (=企業) 卸売価格 →				商業利潤
工業卸売価格	→	←	→	商業割増
小売価格	→	→	→	

資料： M. Сако-б, «Себестоимость и пути ее снижения», 1957, стр. 14.

注： 流通における生産的労働は捨棄する。

〈價格〉要素としての取引税の決定的部分は、1957年6月以前の部門別工業管理組織の時期には、軽工業および食品工業の流通機関をつうじて、工業〈卸売価格〉により国家予算にせたられた。しかし管理組織の改革以後、1958年には、取引税が 60%

は生産企業により、¹⁸直接に支払われ、のこ
りの 40%が流通機関により、¹⁸支払われた。

これらに第 3, 諸〈価格〉は生産物実現
の場所と「¹⁹」基準によって分ると、④着駆渡
〈価格〉 (установленная отправка) と、
⑤着駆渡〈価格〉 (установленная назна-
чение) の 2 種がある。着駆渡〈価格〉は、
生産物がその生産地で実現されれば、²⁰ みの
〈価格〉であり、このばあいには生産地から
消費地までの運賃は購買者が負担する。こ
れとは反対に着駆渡〈価格〉は運賃込みで
あり、このばあいには運賃を負担するのは
流通組織または生産者である。

ソ連で着駆渡〈価格〉が大々的に導入さ
れはじめたのは 1935—36 年のことである、²¹
これは單一〈価格〉の採用と「¹⁹」課税の實
行と關係がある。それはまず消費財につ
いてはじま、たわけであるけれども、1935
年ににおける切符制度の廢止ののち、も、と
古重要な消費財（主として食料品）にいたる

して单一の地帶別・國家〈小売価格〉が決定されたのである。そして1937年には、着駆渡〈価格〉による〈商品〉の比重は、〈小売商品〉の総取引高の50%，さらにも第二次大戦直前にはこれが75%にまでなった。した。

生産段階にたどりする着駆渡〈価格〉の採用は、第二次大戦前には、わずかに石油、ゼメント、ガラスなどに止めており、本格的には戦後のことにさくする。1951年から鉄鋼につれて、1955年から不材につれて着駆渡〈価格〉が導入され、同年には重工業製品の $\frac{1}{3}$ がこの〈価格〉によつて実現された。

けれども、ある生産物にたどりして登駆渡〈価格〉か、それとも着駆渡〈価格〉か、どのどちらと適用するかは、それそれの事情にしたが、こきめらるべき問題である。されば、单一〈価格〉適用の空間的規模をきめる根拠は、生産物の種類、〈価格〉にしめる運賃の割合、その他であり、これ

に もとづいて <価格> は 全 国, ま た は 経 濟 地 帯 (norg), 地 区, 地 域 (30ha) に つ て 单 一 で あ り う。た と え ば 生 産 費 の 着 駆 渡 <卸 売 価 格> は, <価 格> に あ け て 運 貨 の 割 合 か あ お き い ば あ い に は, 個々 の 経 濟 地 区 ま た は 地 帯 内 で の 20 单 一 で あ り う よ う。一 般 に 運 貨 の 比 重 が あ お き い ほ ど, 单 一 <卸 売 価 格> の 地 帯 別 格 差 を み お き く な け れ ば な う と さ れ る。

運 貨 割 合 の あ お き い 生 產 物 に つ て 全 国 单 一 の <価 格> を そ う け た こ と は, 一 般 的 に は 経 濟 的 に 無 意 味 で あ る。な ぜ な う, そ の ば あ い, 生 產 力 配 置 あ お い 遠 距 離 輸 送 排 除 に つ て の 配 處 が 無 視 さ れ て い る から で あ る。実 際 に は, 着 駆 渡 <価 格> の 適 用 さ れ て い る 生 產 物 の ほ と ん ど に つ て, 立 地 と 輸 送 距 離 の 長 短 と に あ う い て, 少 し と 也 格 差 が つ け ら れ て い る。た と え ば 1955 年 に 決 定 さ れ た 木 材 製 品 <価 格> 表 に よ れ ば, 木 材 の 生 產 地 か ら 消 費 地 へ の 距 離 に あ う い て,

12 地帶の差別 <価格> カキナケラレ 213
 ニ 3 113 差別 <価格> は同一地帶内で^合は同
 一 <価格> を保障するかゆ之に有意味²⁰の
 である。

14. И. Я. Пурецкий, «Очерки планового ценообразо-
 вания в ССР», 1959, срп. 52-54.

15. 消費協同組合は、委託商業との方式
 により、コルホーズ商品を販売する。こ
 の商品価格は市場における需給変動によ
 る影響をうけなければ、その程度はコ
 ルホーズ市場のばあいのよりはあかせく
 はない。それどこより、よく組織された
 委託商業は、コルホーズ市場における価
 格形成過程に計画的影響を及ぼす³³
 都市にあり、委託商業価格は非常に安定
 しており、個々の居住地内で^合は価格の相
 違はず。³⁴ (Пурецкий, там же, срп. 60.)

16. Там же, срп. 58-59.

17. Там же, срп. 60.

18. Man xe, cmp. 54-56.

19. Man xe, cmp. 91-92.

20. Man xe, cmp. 97-98.

第3節 現行の〈価格〉決定方法

現行の〈価格〉決定方法の特徴

この現行の〈価格〉決定の過程においては、個々の生産物に付する抽象的労働支出 ($c + v + m$) の絶対時間と直接にとらえます。1つは「た」、2つは「り」。現行方法においては、まず原価 ($c + v$) のあおきさかと連の〈貨幣〉単位であるルーブリによ、計算されます。つづいて m 部分は $(c + v)$ に付す一定の比率を、すなわち $\alpha(c + v)$ としてつかまれ、それを原価にくわえ、こうして $(c + v + m)$ の大きさをきめます。算式でいめすと $(c + v + m) = (c + v) + \alpha(c + v) = (c + v)(1 + \alpha)$ となります。つまり現行の方法は、労働支出総

量 $(c+u+m)$ のあおりさが、 $(c+u)(1+\alpha)$ によ
る。2 把握されるという暗黙の前提にした、2
つある。この方法の特徴は「生産物の原価が
いともともと価格の 1 部分であるにもかか
からず、計画的価格形成の実際におけるは
「価格水準決定の基礎的因素がありとな
る」ということにある。²¹

原価の計算 31つう「価格」の決定が問
題となるのは、新らしい生産物の「価格」
をきめねばあらじと、すでにいちおう「価格」
のまゝ、これら生産物の「価格」を改訂す
るばあらじである。「それのはあらにも「価
格」の決定には、一般に①ある生産部門の
生産物全体の全般的な「価格」水準の決定
と、②個々の生産物「価格」の決定との2
つがある。さきに述べたように、ソ連の現
行の「価格」決定方法では、原価が「価格」
の基礎となり、これらから、これにあらじて
①につづくは、ある部門の生産物全体の原

価標準の計画的な計算が、(2)に7月2日個々の生産物原価の計画的な計算が、必要となる。

原価標準の計画的な計算とは、事前の原価計算のことである。現在のソヴィエト経済における制度によくしてさらに詳しくいうと、これは当該部門の「〈商品化〉生産物の総原価」を計算することを意味する。

ある生産部門ににおける〈商品化〉生産物の原価計算は、生産に支出されるすべての費用の計算、すなわち「生産支出総額」の計算からはじまる。この生産支出総額の内容は、①原材料、半製品にたゞする支出、②燃料、電力、熱力の支出、③賃金、④減価償却、⑤消耗品、⑥その他、である。しかし、これらは生産支出のすべてが、いま〈価格〉をきめようとしている生産物の生産に直接に關係するわけではない。工業企業は、本来の生産活動とは別に、たとえば建物や施設の大修理、当企業および他企業

のための運輸サービス、製品のなかに付けて商品化されたり研究・設計活動など、土木工事の作業をもあわせあになり、これら。これらサービス的作業に発生した費用は、もともと特別の貢源による、これまでわれるべき性質のものであって、本来の生産支出の構成要素からは除外されるべきである。したがつて生産支出額から、総生産物には、いつもこまなりサービスの〈価値〉を引きとり、「総生産物の工場原価」がそられる。

総生産物の工場原価に、さらに若干の修正をほどこして「〈商品化〉生産物の工場原価」が計算される。すなわちまず仕掛品につきて、総生産物の工場原価から当該期間の仕掛け品の増減を修正する必要がある。また新製品の生産開始とつて特定の時期には、設計、生産工程の企画、試作品の製作などにつきて多額の支出があこりわれるけれども、このすべてを当期の支出とするのは不適当であり、それは将来、複数の期間

にあたる、て配分されるべき性質のモノである。総生産物の工場原価にこれらの修正をほどこすと、「商品化 生産物の工場原価」がえられる。これに、販売にかかる生産外的費用をくわえると、計算されたべき「商品化 生産物の総原価」がえられる。この過程を個条書にしめすと以下のようにならう。

- ① 原材料、半製品、完成部品にたるする支出、
 - ② 燃料、電力、熱力の支出、
 - ③ 賃金および賃金加算金、
 - ④ 減価償却費、
 - ⑤ 消耗性の器具の損耗、
 - ⑥ その他の貨幣支出、
- 以上の合計、生産支出総額。
- ⑦ 総生産物にはハリシマリサービスの控除、
- 以上の合計、総生産物の工場原価。
- ⑧ 仕掛品および自製の鍛型、器具の現在

高の増減、

⑨ 新生産物の生産開始にともなう費用。

うち当期分、

⑩ 生産外的費用、

以上の合計、〈商品化〉生産物の総原価。

しかし、いままでもなく〈価格〉の決定は、その一般的な方向や規模の決定だけではなく、中途半端であり、結局は個々の生産物種類ごとに定められるべきである。このためには、以上に述べた部門全体につけての総合的な原価計算を、個々の生産物の〈原価〉計算によって細分化しなければならぬ。それとも個々の生産物の計画原価につけても、考慮されるべき支出項目の種類は、基本的にはさきに部門全体の生産物原価について述べたのと同じである。だが、個々の生産物の原価計算においては、生産支出を帰属させる対象の単位がとまづくなるから、直接支出と間接支出とを区別するこ

と、そして直接支出をどのくらい当該生産物に帰属させよべきかの判断が重要な問題となり、これがだいたいである。

なほ注意すべきは、現在のところにおける国民经济の運営方法によると、〈価格〉はホズラスケートにたりする刺激剤の役割をなす、ことはから、〈価格〉の基礎となる原価は、たんなる事實としての平均原価ではありとせりといふことである。すなわちこれは、①すでに到達した過去の原価水準であることはなしす、また②とくに新製品の生産開始といふ時期における特殊な事情に影響されたものであることはなしなり。これは将来における原価引下げの可能性を考慮に入れたら、目標としての先進的原価水準でなければならぬとされたり。²²

〈価格〉の決定 原価と計算してから、それがにとの原価($C+u$)を基礎として〈価格〉($(C+u+m)$)を定めることになる。このばかり

個々の生産物の〈利潤〉の量が正されるには、①企業における蓄積、②生産物の代替關係、③生産物の需給關係、および④全体としての〈価格〉体系の統一性などといふ条件を考慮する必要がある。この理由は、ソ連における現在の経済運営方法のもとでは、〈価格〉は労働支出の單純な反映として機械的に決定されるのではなく、個々の体あたりに、以上のよろな諸条件をかくかつづき多少とも労働支出水準とは乖離したみままでに決定されるべきだからである。

すなわちオカニ、企業の蓄積は〈価格〉要素のなかのm部分、すなわち〈利潤〉によ、てまかなわれる。ソグエト経済における蓄積方式によれば、固定ファンドにたどりする段下は国家予算とつなぐ集中的な方法によるのが主要な通路であるけれども、流动ファンドの形成は主として企業の自己蓄積によ、てなる。したが、このため、引つう生産物原価の3-10%ほどの〈利潤〉

が、生産物〈価格〉をつうじて企業にいたりして保障されてゐる。

オ2に、〈価格〉を決定するばあいには、
使用価値の見地から代替關係にある諸生産
物のあいだの〈価格〉の相互關係を考慮す
べきである。ここでいう代替關係は、たと
えば①非鉄金属との代用となりうる鉄鋼、②
固体、液体、気体の各燃料、③各種の建設
資材、④各種の型の機械および装置、⑤同
一用途にもちりうれるけれども、品質の異
なる諸商品などのがいだに存在する。
23

オ3に、とくに消費財のはあいには、〈価
格〉決定にあたって生産物の需給關係を考
慮にいれる必要がある。たとえば、ある種
の生産物の生産が不足していえばあいには
たとえその生産原価がいちじるしくひくく
ても、これにたゞして原価にみあつた低い
〈価格〉をもうける必要はない。と同時に、
この条件のもとでは、この生産物をつく
企業に超過〈利潤〉のうまれる危険がある

から、それを小さくするために、取引税によつて超過(利潤)と国庫に引き受けなければならぬ」とされる。²⁴

第4に、
<価格>体系は全体として統一的で、しかももうエト国家の<価格>政策を反映していなければならぬ。なかでも以下のようないくつかの<価格>の相互関係に注意することが必要である。

- ① 一方にありて農産物の国家<価格>の本準と、他方にありて、農業機械の国家<価格>およびコルボース員により消費される商品の<小売価格>の本準とのあつたにある相互関係。この<価格>関係は、労働者階級と農民との同盟の強化にかんする決定的な経済的要因のひとつである。
- ② <小売価格>本準と賃金水準とのあつたの相互関係。
- ③ 企業<卸売価格>の本準と、<小売価格>水準とのあつたの相互関係。もちろん<小売価格>本準は全体としては企業<卸売価

格> 水準よりたがい。しかし両者のあいだの相互関係は、国民所得の計画的な分配、とりわけ蓄積フォンドと社会的消費フォンドの形成といふ課題に従属するとされる。

(4) 国家 <小売価格> 水準とコルホース市場価格水準とのあいだの相互関係。これは <小売価格> の経済的規制、および投機的転売の危険との防ぐために重要である。

(5) 日用品の <小売価格> 水準と、<価格> の一般水準とのあいだの相互関係。子供用品の <価格> 水準と、<小売価格> の一般水準とのあいだの相互関係。これは生活の第一次的な必要を保障するためには重要である。

(6) 各種生産財の <卸売価格> のあいだの相互関係。これは経済的な利用と技術進歩とを刺激するためには重要である。

(7) 軽工業用原料(羊毛、皮革、他)の<買付価格> と、この原料からつくられる製品の <小売価格> とのあいだの相互関係。これは、これら原料の <商品化> 率の増大

を刺激し、非合理的な手工業的加工を多くなくするためには重要である。

(8) 食料品と、それ以外のものとの〈小売価格〉水準のあいだの相互関係。これは各住民グループの消費構造を配慮するためには重要である。

(9) 各種農産物（とくに穀物、畜産製品、^ア工業原料作物）の〈価格〉水準のあいだの相互関係。これは、も、とも効率的な生産の専門化、および必要な農産物全部の生産増大への関心を刺激するためには重要である。^合

(10) 異なる経済地区における同種生産物の〈価格〉水準のあいだの相互関係。これは、生産力のも、とも合理的な配置を刺激し、経済的にみて不合理な輸送をとりやめるために重要である。

以上に列挙されたような各種の〈価格〉水準のあいだにおける相互関係の考慮外、統一的なソウエト〈価格〉体系を形成するうえに重要なとされる。

〈価格〉改訂のための相互調整バランス

〈価格〉の改訂、すなわち新うし「〈価格〉水準の決定が國民經濟の各部門におよぼす影響を事前にしるため、重大な意味をもつ〈価格〉変更のたには、いつもも〈価格〉変更のための総合バランスがつくられる。たとえば〈卸売価格〉引下げのはあいに、このバランスは第2圖のようにある。このばあい〈価格〉変化の相互作用を考慮するといふことには、さての2つのことがいまれる。①個々の部門ごとの〈価格〉変更(売上高の変化)の総額を決定すること、②個々の消費者ごとに〈価格〉変更の総額を配分すること。

このような計算をかこなすことは、計算を1回で完了することができず、何回も反復しなければならぬことである。ある部門の〈価格〉の変化はもうもとの関連部門における対応する〈価格〉の変化をひ

第2回 <価格> 改訂のための相互調整バランス

<卸売価格> 引下げがなされた部内	<卸売価格> 引下げの 総額	<価格>引下げによる値下りの消費者別配分				
		n_1 部 門	n_2 部 門	n_3 部 門	
n_1 部 内	x_1	x_{11}	x_{12}	x_{13}	
n_2 部 内	x_2	x_{21}	x_{22}	x_{23}	
n_3 部 内	x_3	x_{31}	x_{32}	x_{33}	
:	:	:	:	:	

資料： A. Maizetdep, manxe; (邦訳) p. 152.

まあしれ、この変化がまた逆に多くの部門に影響するからである。

さあがまの工業部門のあたりにおいて、こうの複雑な相互作用があるから、あこりうる<価格>の変化を計算するには必ず一連の順序が必要である。ソ連における経験によれば、つぎのように順序がよりとされてくる。

- ①まずはじめに相互作用による値下りの影響をハルがもって、個々の部門の生産

物〈価格〉の変化の規模を求める。(2) つぎに相互作用による値下りを考慮して、原料・エネルギー一部内の生産物(木材、燃料、電力、金属、化学製品、ゴム、建設材料)の〈価格〉変化の規模が一連の近似計算によりあきらめられる。(3) そのあとで、機械工業および金属加工工業への部品供給部内の生産物(ペアリング、エンジンなど)の〈価格〉変化の規模があらじ方法で計算される。(4) これに原料と部品の値下りの影響を考慮して、機械工業およびその他の加工工業部門の生産物の〈価格〉が決定される。²⁶

個別製品〈価格〉決定の例証 (数字は仮定のもの) 電機工場でラジオの生産がはじまり、その計画原価が"600ルーブリ"にきめられるとする。さらにこの工場にあける同種製品の〈利潤〉は5%, ラジオ製品グループの取引税率は20%, 商業機関のための割引率は〈小売価格〉の8%とする。

原価が 600 ルーブリで、
 <利潤> の幅が 5
 % だから、
 <利潤> 額は 30 ルーブリ ($600 \times 0.05 = 30$) となる。 こうすると、この新型ラジオ
 の企業 <卸売価格> は 630 ルーブリ (600 原価
 + 30 利潤) となる。

仮定によりラジオの取引税率は、工業 <卸
 売価格> の 20% とされており。 さきに算出
 された企業 <卸売価格> 630 ルーブリは、
 工業 <卸売価格> より取引税額分だけ高い
 こと。 したが、この企業 <卸売価格> にもと
 づいて工業 <卸売価格> を逆算すると、それ

$$= \left(\frac{630}{100 - 20} \times 100 \right) = 787.5 \text{ ルーブリ} \text{ となる。}$$

さてここでの <小売価格> において、商
 業割引は <小売価格> の 8% と仮定されて
 いる。 <小売価格> は、工業 <卸売価格>
 プラス商業割引の合計であるから、さまと
 おなじ要領で、工業 <卸売価格> から <小
 售価格> を逆算すると、それは

$$= \left(\frac{787.5}{100 - 8} \times 100 \right) = 856 \text{ ルーブリ} \text{ となる。 こうして新型ラジオの <小売価格> が算出されたりれど}$$

も、最終的決定のためには、他の型のラジオの〈小売価格〉をも考慮しなければならぬ。

ところでラジオの〈価格〉表をみると、この新型ラジオよりも高性能のラジオが900ルーブルとなり、てりる。性能とスタイルの良さがんばると、この新型ラジオは、セ"セ" 725—735 ルーブルなどと、この〈価格〉にすべきであると考えられる。そこで新型ラジオの〈価格〉を引下げるために、①このラジオの新規生産開始期のあたりは、それから〈利潤〉をあけたり、②この期間中たとえば1年間は、このラジオに特8%の取引税率、たとえば20%のかわりに、10%という措置がとられるものとしよう。

このばあいには、企業〈卸売価格〉は原価600ルーブルにひとじい。特別の取引税率は10%とされたから、工業〈卸売価格〉は $(\frac{600}{100-10} \times 100 =) 666.67$ ルーブルとなる。そして〈小売価格〉は、その8%の商業割

$$\text{引とくかえ} = \left(\frac{666.67}{100 - 8} \times 100 = \right) 725 \text{ ル}$$

ーブルと決定される。このように個々の生産物の〈価格〉を決定するにあたり、これは、他の生産物とのありだの相対的な〈価格〉²⁷関係も考慮される。

〈価格〉決定の主体 以上にもみたように、計画〈価格〉とは、国民経済的見地にからて意識的に規制された〈価格〉であり、その規制の主体はソビエト国家の各級機関である。ところでソ連において〈価格〉は一般に計画化され、規制されることはよりれども、その規制の程度は、生産手段の所有形態、企業の所属、生産物の重要度にあらじて異なる。

基本的な生産財および消費財の〈価格〉は連邦政府が決定する。その他は、共和国政府、地方機関および個別企業が決定する。^合たとえば1957年まで、国営および協同組合商業組織において実現される消費財の〈価格〉

統一のうち、共和国および地方機関によつて決定される〈価格〉は、その 10% をこえなかつた。しかし連邦商業省が廢止され、
この機能のはほとんどが各共和国商業省にうつされたこととも関連して、²⁸ 1957年以後はこの種の生産物の範囲は拡大され、45% にまで増加した。こうしてソウル経済は、集权的原理と分权的原理との統一をつくり、
唯一的な〈価格〉体系を確保しようとしている。^{29, *30}

国家の各級機関によつて決定される国家〈価格〉は、個々の時期、個々の場所においてこの個々の生産物にたりする、ありうべき一時的り需給の混乱によつて変化しちらうの意味におけるて、不要 (yemourabou) である。需給關係の回復は〈価格〉の変化ではなく、もしも ① 不足しきる生産物の生産増大と ② 措置によつて、また ② 時期、場所、量、質からみて適当り生産物供給の組織によつておこなうといふのが、ソウル経済

経済における原則である。³¹

また、みなに使用価値をもつ消費財については単一の価格を設定すると、これは、労働における支払の保障と、社会主義の原則を実現するうえで、あまさき意味とも、なる。労働における支払には、①労働の質と量に応じて差別のつけられた支払と、②消費財の単一の価格と、この二本立によつて保障される。^{から}ある。同一の使用価値物にたゞする複数の価格は、第2次大戦中にあける配給の価格と、商業の価格との並存のはめりのように、労働における支払の原則にたゞする擾乱要因となる。³²

〈価格〉の水準 今連にあける労働生産性はたゞず向上しこるにもかかわらず（第1表をみよ—p.287），現在の〈価格〉水準の一般的傾向としてつきの事実がみられる。
 ①生産財の〈卸売価格〉水準は（機械工業

第1表 ソヴェト国民經濟における労働生産性の向上

年 度	工 業				建 設		農 業	
							コルホーズ	ソフホーズ
1928	100				100			
⋮	⋮				⋮			
1940	313	100			247	100	100	100
⋮	⋮	⋮			⋮	⋮	⋮	⋮
1950	454	145			309	125	99	91
⋮	⋮	⋮			⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮			⋮	⋮	('53年)	('53年)
⋮	⋮	⋮			⋮	⋮	115	104
1955	675	215	100	109	459	186	⋮	⋮
1956	⋮	⋮	107	107	⋮	202	⋮	⋮
1957	⋮	⋮	114	107	⋮	220	⋮	⋮
1958	⋮	⋮	121	106	⋮	241	⋮	⋮
1959	⋮	⋮	130	107	⋮	264	⋮	⋮
1960	925	295	137	105	905	285	185	154

資料： «Народное хозяйство СССР в 1960

год», 1961, стр. 161-162.

製品との比(%) 第2次大戦前よりたかく

②消費財の（小売価格）指數は、1960年は

おひて 1940 年基準で 139 をしめした。③ 農
産物の国家〈価格〉は、現在、1940 年に³³
よりべつひじゆく上昇した。とくにコル
ホース"およびコルホース員からの農産物の
調達・買付〈価格〉指数は、1960 年現在、
1952 年基準 299 をしめしてゐる。³⁴

比較的に最近の事実としては、1950—55
年におひて、おおくの生産財の引渡〈価格〉
が 20—30 % ひき上げられた。そして機械お
よび他の若干の生産財の〈卸売価格〉は、
すでに 1955 年には戦前の水準よりはるかに
ひくかた。しかし他方にありて、石炭、
金属、木材、および他のおおくの重工業製
品の〈価格〉はオ 2 次大戦前の水準より下
か。このことは、賃金、その他の〈価格〉
要素の影響のそとで、原価がさまでまに変
化してゐることと關係がある。³⁵

21. Ш. Я. Түреккий, «Очерки пакового чекообра-
зования в СССР», 1959, стр. 31.

22. А. Майзендерз, «Членообразование в народном хозяйстве СССР», 1953; (池田・平田共訳)
pp. 107—117.
23. Там же; (同訳) pp. 130—137.
24. У. З. Түреккий, там же, сmp. 25.
25. Там же, сmp. 71—73.
26. А. Майзендерз, там же; (同訳) pp. 151—153.
27. Там же; (同訳) pp. 176—178.
28. Н. Н. Аманов, «Министерства в СССР»,
1960, сmp. 124.
29. У. З. Түреккий, там же, сmp. 62.
30. 企業長の权限における〈価格〉を決定
できものは、1956年より、①自己の基
本建設および企業内部の必要のために生
産物とサービスのうち、国家により承認
された〈価格〉と償率のなりもの、②国
家計画および協業的納入方式 (поставка
по кооперации)による。ストック部分以外の
部品の製作と加工、個別注文によるスタ
ンダード型などである。これらの〈価格〉は

計画原価にモtipas, <利潤> の幅は 5% 以内として決定されるが、その上「注文者と協議の必要がある。(M. D. Пуреуков, *там же*, cmp. 63.)

31. *Там же*, cmp. 59.
32. *Там же*, cmp. 69.
33. *Там же*, cmp. 39.
34. A. H. Манасиев, «История ценодогадование в СССР», 1964, cmp. 412.
35. M. D. Пуреуков, *там же*, cmp. 47.

第十節 工業生産販の <卸売価格>

シシでは工業生産販のうち、その主要なものは「；意味から、石油、石炭、電力、鉄鋼および機械の 5つのはずである」を例にとり、現在のソビエト経済における生産販 <価格> の決定方法を検討してみよう。

ヒンラガ機械は、石油、石炭、電力、鉄

鉄はくらべ、その使用価値にありて、したが、この製作過程にありて、きわめて個性的である。やしに機械の〈価格〉についでは、のちに別個に論ずることにして、まず〈価格〉の決定方法について石油、石炭、電力、鉄鋼につけて検討する。

石油〈価格〉の決定方法 石油の採掘原価の格差は比較的にああまりて15-20倍もあり、主産地のあたりにおける原価の格差がすう7-8倍に及ぶ。これは、主として油井の噴出量と、掘立費における相違にまつづく。こうした事態のもとで個別企業における収益を確保させることは、原油〈価格〉に格差をもつけなければならぬ。

ソ連の石油産業においては、すでに第二次大戦前から個別企業ごとに差別〈価格〉(дифференцированная цена)がもとづかれていた。

現在、石油の流通経路とその決済〈価格〉

は 7 月のよ う い な 2, 213。 ま ず 石 油 操 握 所 (Нефтьное промышленное управление) は、 原油を 当該操握所 じ と い ま る、 213 <卸売価格> で、 自己の 国民経済会議の 送油管課、 およ び 石油販売局 (Добро нефти сбыт) の <商品> 輸送課に た て し て 実現する。 つ ひ で し の 差別 <卸売価格> は、 <商品> 輸送課 ま た は 生産 <商品> 課 ま た は い て 平準化され。 したが い、 2 精油所は、 原油の <卸売価格> が 石油 操握所 じ と い ま る に そ か か わ ら ず、 同一品質の 石油 に つ ひ て は 単一 <価格> が 入手 で き る。

原油の 加工 が あ わ、 2 各 精油所 が 石油 製品 を 流通機関 に ひ ま わ た す と き に も、 古き と 同様の 手續 ま か く り か わ さ れ る。 各 精油 所 は、 自己の 計画生産原価水準 に そ と づ い て き め し れた 差別 <価格> によ、 2、 石油 販売局、 または 国民経済会議の <商品> 生産課 に 石油 製品 を ひ ま わ た す。 ま して 個々 の 製油所 じ との <価格> の 格差 は、 石油 販

売局にありて平準化される。

石油製品の最終〈価格〉につれては、1955年以来、ソ連全国が5つの地帯にわけられ、その内部では単一の着駆渡〈価格〉がもうけられる。³⁶ 〈価格〉が最低のオル地帯と、最高のオル地帯のあたりの格差は、とも差のある品目についても1.8倍をこえたり。これは採掘原価の格差が既述のように15—20倍であるのにくらべて著しく多い。

電力〈価格〉の決定方法

電力につけても、石油のはあと相似た事態がみられる。個々の発電所は、自己の個別的な電力生産原価にまとめて、当該地区の電力局と決済関係をもつぶ。これはあく当該電力網の範囲内で、この電力網の構成員である個々の発電所について、それぞれ異なる差別生産者〈価格〉が、電力局を媒介として单一消費者〈価格〉に平準化されるわけである。

ところで電力の單一消費者〈価格〉と、
これも、実はそれはグループ別の單一である。すなわち電力料金はまず生産用と照明
・家庭用の二つに大別される。生産用電力
料金は、照明・家庭用にくらべ全体として
割安で、その内部で用途別に格差があるケ
ンカされており、また諸電力網の生産用電力の
平均料金未満のあたりにも格差がある。これ
にたゞして照明・家庭用電力につれては、
諸電力網のあたりの原価水準の格差が3倍
以上もあるにかかわらず、料金は全国一律
である。ただし用途別に8級の格差がある
けれど、最高クラスの料金は最低のそれの
38
8倍にもたつする。

ここで注意すべきは、電力の消費者〈価
格〉における格差自体は、その生産者〈価
格〉(生産原価)における格差とはハシキリ
關係がそれであり、両者はまことに次元を
異にする格差だということである。生産者
〈価格〉の格差は、各電力網の管理機関をつ
けたものである。

うじて、すでに平準化が完了してしまった。消費者〈価格〉の「フルード別格差」は、393
と改められ、文字通り政策的に設定された
格差である。

鉄鋼〈価格〉の決定方法 鉄鋼〈価格〉

は、現在、全國単一である。すなはち1951年より鉄鋼については、呂目とともに消費地における単一の着駅渡〈価格〉が設定され、これが直接にすべての製鉄所を拘束している。しかしとすると鉄鋼には、差別生産者〈価格〉および単一消費者〈価格〉といふ二重〈価格〉制度が存在しない。したが
、各企業の生産原価の格差があまりないと現状のところは、〈利潤〉水準にみつけ
格差もまたああまりく、そのうえ赤字企業は
多くみられる。³⁹

鉄鋼部門における赤字企業の救済方法は
部門内補助金である。1929/30年にはとん
びすべての企業にオーストラスチヨート社導入

され、それ以後は収益性の問題はそれが
の工業担当省の単位では解決された。しか
し個別企業のうちにはあります、それが
が解決されていたのでなく、部門内には、
「カウス計画赤字 (планово-убыточные)」企業
があれく存在していった。1957年にかけて管
理・計画組織の改革⁴⁰も、この問題は、
省単位から国民経済会議単位の問題にかた
ちよかえただけで、本質的にはそのまま持
ち込まれている。

石炭〈価格〉の決定方法 正ろに石炭產
業のはあいとみると、それは鉄鋼業のはあ
いに似てゐる。ただ鉄鋼のはあいには全連
邦単一であるが、石炭では個々の炭田の
範囲内での單一である。そしてこの單一
〈価格〉が、当該炭田内にみれば、すべて
の石炭企業を拘束する。赤字企業の欠損は、
流通機関が黒字企業の収益の一部と集中的
に再分配するという方法でうめあわされて

41
113。

オ 2 表 各炭田産の石炭のトンあたり原価標準の格差

	現物あたり			標準燃料あたり		
	1940年	1950年	1955年	1940年	1950年	1955年
ドンバス	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
クズバス	0.62	0.70	0.63	0.58	0.65	0.60
ウラル	0.62	0.60	0.53	0.87	0.83	0.68
モスバス	0.83	0.67	0.65	1.87	1.68	1.37
カラガンダ	0.59	0.62	0.49	0.65	0.64	0.57
東シベリア	0.62	0.52	0.42	1.62	0.79	0.54

資料： И. Я. Туредский, там же, стр. 116.

(注：各年度別でドンバスを1.00とする数字)

参考のため、石炭の產地別原価差の状態をオ 2 表によ、みてよ。產地により、石炭の単位重量あたりの含有カロリ一からかうので、とせん標準燃料単位の原価差は、現物単位のそれとは異なる。たとえば1955年に、モスバス炭の採掘支出はドンバス炭

の 65% であつた。レバーライ 一星における
前者は後者のわずかに $10/21$ レバーライから 3 個
標準燃料単位では $0.65 \times 2.1 = 1.37$ となり、
現物単位のは“あり”とは逆にモスバス炭
がドンバス炭より割高となり、である。

以上に述べたように、ソ連には個別企業
の生産原価の格差を処理するのに 2 つの主
要な方法がある。オカは、石油や電力部門
のように、生産者〈価格〉に格差をみとめ
る方法があり、オエは、鉄鋼や石炭部門の
ばかりのように、部門内補助金をもつける
方法である。
*43

同種生産物の原価水準のありたるの格差の
原因 絶慢や経営上のミスを問題外とされ
ば、原価に格差の生まれる原因是、自然的
条件、技術的条件および経済的条件の 3 つ
に整理されるようと思われる。

オカの自然的条件とは、基本的には土地
の豊度および位置に関連する。たとえば採

掘業における油田や炭田の天然の性状が、
当該部門の労働対象の良否として原価水準
に決定的影響をあたえる。また地所の位置
も、運賃支出との関連で原価水準にあまき
の影響をあたす。(周知のように資本主義では、有利な自然条件の私的独占が、独
占者にたいして差額地代⁴⁵をもたらす。)

次の技術的条件とは、労働手段として
の機械設備にかんする。ソグエト工業の個
別企業のあたりにおける技術水準の相違は、
主として国家予算をつうずる蓄積フォンドの
再分配をテコとして、政策的・意識的に
形成されたものである。ここでは最新設備
をほこる企業となりて、改造はされたけれ
ども相対的にあくれた設備や、さらに旧
式設備の企業が存在しており、これら技術
的条件における格差が、労働生産性水準
における原価水準における格差の有力
な原因となる。

このじにおける経済的条件とは、国民經

済における組織・規定・制度など、広義の生産関係的側面に関連する。これにはたとえば①生産の専門化水準の格差があたり（専門的大量生産か、それとも万能機械による小量生産かのちがい）。②つまに地区別の賃金格差もこれにあたる（ソ連では、労働力吸引のため、同一資格の労働者も北部および極東では賃金がたかい）。③さらには〈価格〉体系の影響もこれにはいり（ある種の原料や燃料には單一消費者〈価格〉からかかる、その入手先がかかるにつれて原価が変動するばかりがある）。そういうて、これら経済的条件または個別の原価水準のあらだの格差をみたす主要な自然的・技術的・経済的条件について列挙した。重視するのは、これらの諸条件が、必ずしも個別企業の責任と見えるものであるにちがひわざず、こうして個別企業の責任外の諸条件の

作用によつて、個別的生産原価のあつたの
格差がうみだされつゝこと、事実である。合
問題は、社会主義がこの種の格差をいかに
解決するかにある。

单一〈価格〉と差別〈価格〉もし、個
別企業における同種生産物の原価水準の
あつたの格差があまりくなければ、单一生産
者〈価格〉のたゞこの個別企業における〈利
潤〉水準の相違が、生産の有効な刺激とな
るに至つてゐる。けれども、個別企業に
ある同種生産物の原価水準のあつたにお
よび、格差があるときには、当該生産物の
ノーマル 正常〈利潤〉、すなわち部門にとつて平均的
な〈利潤〉は、個別企業にとつてはノーマルでなくなる。こういふことは、国民
経済にとつての单一〈卸売価格〉と、個別
企業における収益の保障とを、どのように
結合するかといふ困難な問題がうまれる。
ソ連における〈価格〉問題の専門家、W.

トゥーレツキーは、個別企業における原価のあたりだの格差が、まさに列挙したよりを個別企業の責任外の諸原因——も、とも、かれはこういふ表現はもぢりない——によ、
乙生みたさればありには、生産者には、原価水準における企業グループ別に差別⁴⁶
(価格)をもうち、消費者には流通機関による平準化として、單一⁴⁶〈卸売価格〉を設定するのが適当であるとのべてゐる。せならう、極端な黒字も、またその逆に極端な赤字も、企業内部の余力を勤員する刺激として有効ではなく、したが、乙生産力の發展といふ國民經濟の基本目的にたらしく否定的に作用するからである。

このようにソグエトの學者は、一定条件のもとで企業グループ別の差別生産者⁴⁶(価格)を推奨してゐるけれども、それを個別企業じとの個別的生産原価にまで分化させることには反対してゐる。かれらの論理はかなりすこしも明白ではなけれども、個別

企業の責任外の諸条件と、個別企業の怠慢ミスという要因とを完全に区分することは今実際には容易でない以上、個別の生産原価を主のまま認めることは、現段階においては、まだ低水準への安住という危険をはらみやすいうらうである。

ところで单一〈価格〉とは〈価格〉体系を構成するうえの基本的な原則であり、とにかく消費者にたらしする单一〈価格〉の必要は疑問の余地がなくなる。生産賃のはあい、单一消費者〈価格〉は、社会的連関の計画的組織化、および売出比較にと、立ちとも重要な条件のひとつである。⁴⁸

たゞし消費者〈価格〉の单一は、たゞちに国民经济全体にと、この画一的な单一を意味したり。单一消費者〈価格〉適用の空間的規模をきめる要因は、生産物の種類、〈価格〉にしめる運賃の割合、その他であつて、これにもとづき〈価格〉は、全国、または経済地帯(nœc)、地区、地域(zoka)に

つひに單一であります。たとえば「価格」における運賃の比重があまりほどと、單一消費者「価格」の地帶別格差はああまり大きければならぬとされ⁴⁹る。

各種燃料「価格」の相互關係 燃料「価格」の決定にありて考慮すべき特殊な事情は、①各種燃料のあいだの広範な代替性、②産地と採掘方法とのちがいにより同種燃料の生産にたりする労働支出水準における格差のあること、③消費者がひろく分散したことによる輸送距離のなかれることなどである。一般に資源は合理的に利用すべきであるから、以上の諸条件のもとで、燃料バランス構成のいましう変化と、極端な遠距離輸送の除去とを刺激しあるよう、各種燃料の經濟的に根柢のある「価格」の相互關係をもつ必要がある。

次の表によれば、標準燃料に換算して、石油の原価は1955年に石炭のほとんど $\frac{1}{3}$

泥炭の $\frac{1}{3.5}$ である。また天然ガスの原価は
めだ、で 2×11 。

第3表 各種燃料の標準燃料換算の原価と<価格>

(1955年度、いずれも石炭を100とする指標)

採掘	原価	<卸売価格>		
	採掘 プラス 地上運搬	輸送費 ぬき	輸送費 込み	
石炭	100	100	100	100
石油	35.3	60	131	127
天然ガス	8.3 ^①	27.2 ^①	—	87 ^②
泥炭	111	116	119	121
薪	183	178	180	174

注：① = 1957年，② = 1958年。

資料：U. S. Myreykui, man xe, cmp. 110.

ところで、とにかく2次大戦後の10年間ほど、ソ連における各種燃料<価格>のあたりの相互関係は、生産者と消費者の双方にわたって、燃料の採掘と消費の構造を整

化工セミナーにはほとんど人が到着していなかった。なまほビキリ 1955 年計画期には、石油の採掘はトンあたり石炭よりたかくついていたけれども、オ 5 次 5 年計画期には、前者は後者の $\frac{1}{3}$ 程度である。にもかかわらず、とりわけ石油および天然ガスの価格の高水準は、戦後にみける天然ガスの増産による、天然ガスと、その他の燃料(価格)の相互関係の悪化が必要となり、まとまるとして新事態を反映せず、消費者にいたりて、他の燃料のかわりに天然ガスをもつまとまるとして衷心をときあしめてきた。そこでようやく 1958 年、天然ガスの(卸売価格)は標準燃料単位で平均 29% 引き上げられ、天然ガスの(価格)ははじめ石炭より 13% したところに至った。⁵⁰

機械の(価格) ヨ連の機械工業部内における原価の低下は他の部門にみくるよりも大きい。これは、技術進歩がますます、

に生産用具、すなわち機械とつく3部内で
おこなわれたことによる。機械の原価引下
げに作用する要因は、①機械の生産率の高
さにおける労働生産性の向上、および②機
械製作のための原材料（燃料、電力、金属、
化学製品）の〈価格〉低下である。これら
の要因が機械〈卸売価格〉の系統的な引下
げと可能をさせた。すでに1952年、金属と
燃料の〈価格〉が戦前とうわすれ、てつた
当時は、機械の〈卸売価格〉は戦前以下に
立たず、てつた。

機械の計画〈価格〉体系は、一般に以下の諸要求をみたす必要がある。①同種の機
械をつく3複数の企業の生産諸条件に立ち
たず、とも、同種の機械につづくは單一
の〈価格〉があるべきである。またたゞ一
種類の立たず機械であ、とも、同種の生産
的機能を有する機械につづくは、単位作業
能力あたりに單一の〈価格〉をもつてべき
である。^{*51} ②旧式機械にかか、て新らしく

導入されるより高い性能の新型機械については、その単位能力あたりの〈価格〉が、とりかえられる旧式機械のそれよりも低くなればならない。③機械と工具、機械とその部品ストックとのあたりに正しい相対的〈価格〉関係をもつけるべきである。

実際の〈価格〉決定のはあたりに、以上の諸要素をみたすことは、個々の機械にたりする社会的支出と個別的支出とのあたりの開きなどのように調整するかといふ問題と、密接なかかりがある。さきにも述べたように、鉄鋼〈価格〉が一連全体について單一であるにもかかわらず、現実には、同種機械の個別的原価のあたりの開きは 20—40% に及ぶ。これの主なる原因は、①個々の企業の機械設備水準のあたりに格差のあること、②個々の企業における生産の専門化と協同化の組織面に欠陥があること、③同種製品を生産する個々の企業のそれらの技術水準のあたりに豈^ク熟

度のちがいのあることと、④鋳鍛造品などの半製品には單一の価格がちから、それが良成品の価格にも影響する上、⑤労働力について賃率が全国單一ではあること、などである。

同種の機械であつても、性能の異なるもの、新型・旧型など、設計のちがうもののあいだの価格差をきめるにあたる、では[△]単位能力あたりの生産支出の比較をする必要がある。エネルギー設備についての熱発生力、自動車のはあいの貨物運搬力などといふ比較的に明白な指標にくらべて、工作機械などのはあいの測定単位はなかなか一義的にきまらない。多くのはあい新型工作機械の価格は、生産をやめる旧型の価格と比較してきめられる。また代替的機械の価格は、△のところ、個別的工作支出を基礎としてきめられることがあく、したがて経済的に根柢の△の価格がもうきめられればあいをみると△の

52
れす。

ところで新製品の〈価格〉決定にあたっては、この開発費をどのように処理するかが大事な問題である。現行の方式によれば開発費 (расход на освоение) は 2 年間にわたり新製品の原価に算入され、また最初の 6 カ月については、国民経済会議と購買者との協定によりまとめられた臨時〈卸売価格〉がもちいられることになり、である。

新型の機械設備および工具の〈価格〉は、最初の 2 年間、とくに最初の 6 カ月間は引うきをあめてたかり。それは、同一性能単位に換算して、取替えられるべき旧型機械の〈価格〉よりたかくなり珍らしくなりとわれ、これまでほとんど新型機械を採用したくとも刺激が存在したり。こういふ制度においては、新型機械を、2 年ほどして、この〈価格〉がやすくなり、から購入するほうが有利である。

III. トウレツキーの見解によると、この

種の欠陥を除去するためには、開発費の処理を個別企業の責任としている現行制度にかえて、開発費をより広範に配分する集中フォンドを形成し、これとつうじて開発費が新製品の〈価格〉におよぼす影響を現在よりもちりさくさせた制度を採用すべきだといふ。開発費の集中フォンドをもつけることによると、(1)使用者にたゞしつては、代替機械の〈価格〉水準、および将来にあける量産原価水準を考慮すると、はじめから旧機械と新機械ととりかえるほうに有利であると判断せらるゝな水準に〈価格〉を決定できたりし、他方、(2)新機械の開発企業にたゞしつては、開発費を引くむ計画原価を補填し、このうち新製品の開発を刺激する〈利潤〉を保障するよしな〈価格〉の採用を可能とさせることができるとされる。⁵³

36. И. З. Туруецкий, «Очерки планового ценообразования в ССР», 1959, сопр. 125-130.

37. Тан же, cmp. 137.

38. Тан же, cmp. 135.

39. Тан же, cmp. 1+6-148.

40. Тан же, cmp. 79.

41. Тан же, cmp. 121.

42. 標準燃料 (установленный топливо) とは抽象的に想定された燃料である、即ち、その 1 キログラムは 7,000 カロリーの熱量をもつと定義されたり。標準燃料は、カロリー量の異なる各種の燃料をみな同じ尺度に換算するばあいの基準とされておられる。

(«Марш собеседки заседания», 1960, m. 9,
cmp. 812.)

たとえば、1 キログラムの熱量 5,000 カロリーの石炭 14トンは、標準燃料に換算すると 10トンにあたる ($\frac{14 \times 5000}{7000} = 10$)。

43. 原価の格差は、長期的には縮小しつゝあるといわれる。1928--40 年より戦後の資料によれば、冶金、機械工業、化学、石油、その他の部門において、同種生産

物の原価差は、 $\frac{1}{3}$ またはそれ以上を縮小しており、この傾向は最近の過去数年にありますますますつよま、でる。この原因は、①すべての部門と企業におよんでくる技術進歩、②工業における専門化と協同化の発展、③生産力配置の改善などである。ただし格差縮小と対応にはもう要因もあり、これは、たとえば機器業における、あたらしく富鉱が開発されればあるなどにみられる。(U. R. Myrechkin,
Mavzor, emp. 76.)

44. См. Ш. З. Турецкий, там же, стр. 75–76.
 45. K. Marx, Das Kapital, Bd. III, Dietz, 1953,
S. 696; (注記) 青木文庫, p. 909, p. 929.
 46. Ш. З. Турецкий, там же, стр. 79.
 47. А. Майзенберг, Пересмотр оптимальных цен в
тяжелой промышленности и некоторые про-
блемы чекообразования в СССР, «Вопросы
экономики», №. 11, 1961, стр. 50–52.
 48. Ш. З. Турецкий, там же, стр. 82.

49. *Man'ye*, emp. 97.
50. *Man'ye*, emp. 109-112.
51. 機械の作業能力とはその使用価値であり、また「すべて使用価値をもつてすむものは同一生産物である」という定義を採用しよう。すると、単位作業能力あたり单一〈価格〉という主張は、単位使用価値、すなわち同一生産物には单一〈価格〉といふにじく当然の主張に還元されう。
52. Cu. cu. s. *Пуреукан*, *man'ye*, emp. 164-168.
53. *Man'ye*, emp. 174-176.

第5節 農産物の〈価格〉

現在、ソウエト経済における農産物の〈価格〉には、コルホースの農産物につれての〈買付価格〉 (*закупочная цена*) と、ソフホースの農産物につれての〈価格〉 (*согромчная цена*) がある。

чена) とがある。なお 1958 年まで、コルホーズの農産物については、調達 〈価格〉 (затратно-материальная цена) よりも 〈買付価格〉 を主とする複数 〈価格〉 制がとされた。

現在、コルホーズ農産物の国家 〈買付価格〉 水準の決定にあたっては、(1) 農産物の平均労働支出 ($c + v + m$)、(2) 農産物の国家 〈買付価格〉 と工業製品の国家 〈小売価格〉 との相互関係、(3) 各種農産物の 〈価格〉 のあたりにおける相互関係、(4) 同種農産物の質のちがいによる 〈価格〉 差、(5) 生産の専門化を刺激するため、農産物の地区別の 〈価格〉 差、などといった諸事情を考慮すべきだとされており⁵⁴。以下、これらの諸点について検討しよう。

コルホーズ農産物の平均労働支出 ($c + v + m$) の計算 この問題は、農業における各種の生産支出を 〈貨幣〉 で表現する方法の開発と関連がある。

1958年以前の農業制度のもとで、コルホース生産物の原価計算には2つの難問があった。それはオ1にコルホース生産物の原価要素としてのMTC作業の評価といふ問題、オ2にコルホース員の労働支払(онлата опыт)の〈貨幣〉評価といふ問題である。

コルホースにたりするMTCのサービスをどう評価するかといふオ1の問題については、当時、2つの見解があつた。その1は、MTCの作業にたりするコルホースの現物支払をサービスの値とみなすといふ対価説であり、その2は、MTCのトラクター作業の原価をサービスの値みなすといふ費用説である。

実際には費用説によ、サービスが評価されていた。すなわちMTCの生産支出の内容として、①MTCのトラクター作業の原価、②MTCの管理のもとにある機械の減価償却費、③機械の増加と新しいMTCの創設のための国家の基本投資、④土地改

良、農業専員養成、農学の発達などにつれての国家支出、などが含まれてゐる。

MTCのPTC(修理・技術ステイション)への改組、農業機械のコルホースへの引渡しという1958年の農業制度の改革とともに、MTC作業の評価といふ問題はなくなり、たゞれども、それにかわって現在、コルホースにおける減価償却率および固定フォンドと経常修理の規模をどのように決めるかといふ問題がうまれてゐる。

次に次の問題であるコルホース員の労働評価(oценка труда)についていえば、そもそも1958年以前においては、通常の統計資料によると諸コルホースのあらゆる生産支出水準を比較することは、以下の理由によつて不可能であつた。もし一般の原価計算方式がコルホースにおいても採用されれば、コルホースにおける農産物の原価水準は、①作業日による支払⁽¹⁾と、②消費された生産財(価値)の補填分⁽²⁾との

合計として計算されたはずである。ところが以前の制度では、作業日による支払⁽¹⁾が直接に計算されるのではなく、差額として直接にまま、でくるところに問題があ、た。ます"はじめに <価格> × 「数量」 = 「売上高」として、個別コルボースの売上高がきますつりで (売上高) - (諸控除) - (消耗された生産財の補填分) = (作業日支払分) として、作業日支払が計算される。他の事情はとわず、たんに売上高の構成要素である <価格> に「アダリキミズも、すでにのべたように 1958年以前には、調達 <価格>、<買付価格>、割増 <価格>、コルボース市場価格と、うように各種の <価格> が並存していた。したが、生産面にはなんの変化がなくとも、各種の <価格> による実現量のウェイトの変化と、流通面の事情により、個別コルボースの売上高は変化するし、差額としての作業日支払もまた変化する。このようにコルボース員の作業日支払⁽¹⁾のあつきよ

につけては流通面の影響が決定的であるから、それを生産支出水準測定の要素とするのは不適当なものである。

1958年以降、コルホース"生産物にたいして單一の地帶別國家<買付価格>が採用されるとともに、コルホース"における各種の生産支出の計算をこれまでより正確にするため、生産支出を"うち"ち<貨幣>単位で評価するという制度にうつりつつある。しかし現在コルホース"においても、労働支出の<貨幣>評価の基準として、すでにソフホース"でおこなわれている作業基準(pac-yenka)に類似した方法の採用が可能となり、⁵⁵たのである。

農産物<価格>と工業製品<価格>との

あいだの相互関係 農業機械をコルホース"の所有にうつすようになり、たのちにおこなは、その<価格>を以前のように高く維持するという政策は、コルホース"農業への機

械の導入を止めたげることになる。従来、コルホースに特定の機械を引きわたすばかりには、あるいは機械をソフホースに引きわたりますよりも、たかく〈価格〉がつけられでいたけれども、現在では、コルホースとソフホースの双方にたいして、農業機械、自動車、燃料などの〈価格〉は単一とされてゐる。そしてこの新しい単一の国家〈価格〉は、1958年6月まで存続したコルホースへの機械および部品の〈小売価格〉よりいちじく低い。⁵⁶

各種の農産物〈価格〉のあいだの相互関係 農産物の国家〈価格〉の体系は、あらゆる種類の農産物の生産の発展を保障するよう規定されなければならぬ。そこでオカニ、住處の地区について、その地区で生産可能な各種農産物の国家〈価格〉の相互関係をきめるという問題がうまれる。一般に、ある地区的土地・気象条件は、ある

特定の農産物の生産により適當であるか否か、社会的需要との関連で、当該地区におけるその至ましの農業生産を刺激するより各種農産物の〈価格〉のあり方に相互関係をきめるべきなのである。たとえば中央アジアでは綿作を行ふを發展させ、農民の食料となる小麦は国家から購入するようにならざるより、綿と小麦の〈価格〉の相互関係をきめる必要がある。この兔、甜菜、いやかいも、穀物、綿花などにつれての新しい〈買付価格〉は、工業用原料作物の生産につれての個々の地区的専門化にたらす興味をつづめることに有効であるといわれる。

次に、生産と加工の見地から、密接な関連をもつ各種農産物のあり方にみける〈価格〉の相互関係もまた注意されなければならぬ。これはたとえば、牛乳とバター、穀物と肉と牛乳、飼料と畜産品などの〈価格〉のあり方にみける相互関係である。さすがにその〈価格〉の相互関係をきめることはあ

II の 基 準 と さ れ て い る の は 谷 物 <価 格> で
あ る。 そ れ は、 畜 産 物、 工 業 用 作 物、 野 菜
の <価 格> 水 準 に た て て、 お あ き の 意 味
を も、 で い る。 た と え ば 谷 物 と 肉 と の <価
格> の 相 互 関 係 をみ る と、 1958 年 以 前 は そ
れ ぞ の あ い だ の 相 对 <価 格> は そ れ ぞ の
生 産 支 出 に 対 応 し て あ う す、 谷 物 <価 格>
に く う べ て、 肉、 とく に 牛 肉 は 割 安 で あ
た。 こ か し、 と う も う こ し 増 産 政 策 の 結 果、
肉 <価 格> の 引 下 げ の 長 期 的 な 見 通 し に は
十 分 に 根 拠 “ が あ る と い わ れ る。
⁵⁷

同 種 農 産 物 に お け る 質 の ち が い に も と づ

< <価 格> 差 甜 菓 中 の 糖 分 が 1 % あ る
と、 砂 糖 の 原 価 は 5—6 % ひ く く ち り、 牛 乳
の 脂 肪 分 が 0.2 % あ る と、 乳 製 品 の 原 価
は 1.5 %—2 % ひ く く なる 可 能 性 が あ る。
ま た 谷 物 や 綿 花 の な か の 余 分 の 水 分 お よ び
コ ミ の 減 少 に よ て、 加 工 費 や 運 費 は 低 下
す る。 こ の よ う に 農 産 物 の 品 質 の 向 上 は、

軽工業および食品工業の生産増大と原価引下りにと、これ重要な要因のひとつである。

したが、この農産物の品質において、その〈卸売価格〉に格差をもつて、農産物の質の改善を刺激することが必要である。

品質において〈価格〉差（割引または割増）の規模をきめるさいに、その基準となるのは、農産物の質の改善によ、達成される国民経済的効利益の程度である。相対的により農産物と、わるい農産物とのあいだの〈価格〉差は、すくなくとも、よりよい農産物の生産者にたいして、品質向上のために要する追加支出を補償するものでなければならぬ。

農産物の品質を維持するため、たとえば穀物のはあいには、種類、水分、混合度などにかんする基礎条件 (базиская кондиция) によ、て、その質がきびしく規定されてる。穀物供給にかんする基礎条件からはずれたはあいには、穀物供給者にたいして、通常

の国家 <価格> からの割引のみならず、現物量についても割引した評価がおこなわれる。また農産物の品質には限界条件 (ограничительная кондиция) がきめられしており、それとはずれると不良品とされて、調達機関はこの受けとりを拒否する。⁵⁸

農産物の地区別の <価格> 差 個々の経済地区別の <買付価格> の格差は、主として、土地・気象条件の影響にとくに <農産物> にたゞすさまざまの生産支出水準と関連がある。農産物の <価格> 体系は、さまざまな地区における農業生産の自然条件を考慮し、その適当な地区別専門化を刺激し、全体として農産物の生産増大にやくがつよう構成されるべきである。

ソ連農業省の資料 (1953—56年) によると、穀物原価の格差状況をみると、北カフカースと西シベリアのソフホースにおける穀物原価は、中部非黒土地方のコルホースの

$\frac{1}{3}$, ロシア北西部の諸地区のコルホースの
 $\frac{1}{3.5}$ または $\frac{1}{4}$ である。じゃが芋の原価のは“あい”，ベロルシアではトウルクメンの $\frac{1}{10}$ である。また牛乳原価のは“あい”には，ラトヴィヤではロシア連邦共和国の西北諸地区の $\frac{1}{2}$ となり，である。

このような農産物の原価水準における格差を，たちちに〈買付価格〉の地帯別格差の基礎とすることはできたり。なぜなら農産物の原価水準の格差は，しばしば農業生産における専門化の失敗とも反映してゐるからである。

社会的需要をみたすため，自然条件の異なる地区で，同種の農産物を生産する必要があるときには，生産支出水準の相違にしたがつて，〈価格〉に格差をもつける必要がある。たとえばこれは，穀物，畜産物，じゃがいも，野菜，その他のは“あい”につて生ずる。生産の専門化が発展し，当該農産物がその基本的生産地で国民经济の需

要をみたすにたり。また生産されたより多くなるにしたがい、生産費のよりたかれり。地方でも、それまつくるといふ必要はなくなり。そして〈買付価格〉の地帯別格差の幅は減少するに至り。しかし現在はなむ、あるいはありばには国家〈価格〉の「ちじゆし」⁵⁹地帯別格差が必要であるとされる。

このばあい地帯別〈価格〉の基準として各コルホースの個別の生産支出水準とは不適当である。基準をきめればありには、各地區にありる当該生産物の土地・氣象条件を考慮して、5年以上の長期にわたる圧倒的多数のコルホースでの地区平均の生産支出水準を計算する必要がある。この数字に、将来みこまれる生産支出の低下および収穫率の増大などもあらかじめ修正し、〈価格〉が経営内部の余力の勤員を刺激すると「；方¹²にありて、〈価格〉水準をきめなければならぬり」とされる。⁶⁰

ところて1955年まで、一連の農産物、と

「に穀物につい2月は、調達〈価格〉の格差がきわめて細分化されていた。たとえば穀物の調達〈価格〉は、共和国および州84に区分され、あるいは州には個々の州内の地区(район)84にまで区分され、この結果、あるいは種類の穀物の調達〈価格〉が50種以上もの多數にのぼり、ついた。

1955年、穀物の調達および買付〈価格〉の改訂と同時に、〈価格〉の地帯別格差も変更された。これまではかわって、収穫率と生産支出水準のちがいによるじて、4つの大地帯84の单一〈価格〉が採用された。しかしこれは逆方向への“さすまた”，同一地区内に、収穫率と生産原価のちがいすます地区がつめこまれた。たとえばオ2地帯には、東部シベリア、中央アジア、外カフカースなど、穀物原価が2倍のひらきのある地区がはるかにいた。さらに当時は、調達〈価格〉、〈買付価格〉などの複数〈価格〉制がとられていたから、各種〈価格〉によ

3 実現量のウエイトのちがいにより、
 <価格>
 の地帶別格差は流通面からの犠牲をうけ
 タのである。
 *61

1958年にあける農産物の单一<買付価格>
 制度への移行によると、
 <価格>のただしこ
 地帶別格差を保障する条件が従来よりもと
 とのった。これまことに異なり、生産費の
 たかいう地区には、それにおよびてたかいう<価
 格>が保障された。穀物については、それ
 までのソ連全国を4つにわける方式にかえ
 て、ロシア共和国は8地区、ウラジオスト
 カザフは4地区に区分された。ところあた
 うこの穀物<価格>の水準は、ほとんどの調達
 <価格>の2.5—3倍高、またほとんどの<買付価
 格>の25—30%安となり、このよ。

なおソフホースについては、この引渡<価
 格>の分化をとくに、コルホースのはあら
 よりあおき。ソフホースは單一の全人民
 的所有のもとにあらかじめあわせられ、自然
 条件の影響によらずまれに追加所得が

個々のソフホースにおける極端に大きい得失の原因とし、それはどうなる。したがる、工業の一連の部門におけるグループ⁸⁴工場(価格)と似た、31度(価格)のシヨカリ⁸⁵格差が必要となる。

また農産物の(買付価格)は多年のデータの平均から出発していい。これが年ごとの作柄(たとえばウクライナ南部における小麦の1ヘクタールあたり収量は、豊年には3.5トン、不作年には1~1.5トン)において、農産物の生産者(価格)はある程度修正されることになり、⁶² 2%。他方、農産物の消費者による3国家(価格)は、長期間を経て政府により平準化されながら、不作年における安定していき。

54. И. З. Турецкий, «Очерки пшеничного чекообразования в СССР», 1959, сmp. 215-216.

55. Там же, сmp. 215-220.

56. См. там же, сmp. 239.

57. Тіан же, cmp. 341-343.

58. Тіан же, cmp. 249-250.

59. Тіан же, cmp. 258-268.

60. Тіан же, cmp. 224.

61. 複数 <価格> の発生は、過去における
農産物のさまざまな調達方式（義務納入、
MTCへの現物支払、買付方式、契約
方式など）の存在したシビリ密接なつり
がりがある。（И. Я. Түрекук, тіан же, cmp.
231.）

62. Тіан же, cmp. 260-277.

第 6 節 <小売価格>

<小売価格> 体系 ヨ連の <小売価格> 体
系は、生産物にたゞする社会的労働支出と、
生産物の需給關係とを反映すべしものであ
る。<小売価格> 体系の形成にあた、この
中心的政策目的は、①食料品、住居費、

公共サービス、医薬品および文化財の手さし
 ③より<価格>水準、②子供用品、既製服と
 下着、学用品などの低<価格>、③農産物
 の国家<買付価格>と、農村における消費財の
 国家<価格>とのあいだの適当な相互関係、
 ④(10%)一般食堂の料理、半加工食品、
 既製服などにつけては)原材料<価格>お
 よび加工費に<並べ、完成品の<価格>を
 比較的にくくすこと、⑤基本的な消費
 財につけては、年間を通じて<価格>の
 安定性があること、⑥基本的な食料品には、
 なるべく地帯別<価格>とみとめつゝも、主要
 な消費財には全連邦単一の<価格>を確保
 することひとりである。

ソ連においては、医療と教育が無料であ
 るほか、特定の財貨とサービス(学用品、
 医薬品、住居費、公共サービスなど)につ
 けては、労働支出とは直接につながりのない
 低い水準の<価格>が定められること。
 たとえば1955年には、初等学校用教科書、文

この小麦はたゞする相対価格は、19
13年の $\frac{1}{22}$ である。また医薬品は入院治
療の場合は $\frac{1}{12}$ は無料、その他 $\frac{1}{12}$ は $\frac{1}{12}$
この10年内に価格が半分以下となり、た。
⁶³

小売価格体系を決定すれば $\frac{1}{12}$ は
これぞその販賣を、本来の用途におけるせ
るようなら価格の相互關係をもつておけ
ればならない。他のものと同様の販賣
(たとえば穀物→肉、砂糖→ウォータ、麦粉
→パン)の小売価格の引下げのはばは
後続製品の価格引下げのはばとの関連
で求められなければならぬ。

現行制度のもとでは、もし、パン、砂糖
その他、いくつかの消費財について、孤立
的に価格引下げをおこなうとすれば、
そのことは、これらの販賣の不合理と使用
の危険をはらんでゐる。たとえば牛肉のコ
ルホーズ市場価格の高木準、および1957年
までの豚肉國家価格の割高といふ事態
は、個人所有の家畜のえさに國家の小麦を

もう「よう」とする傾向をうながした。この傾向をくじめたため、すでに1956年1月連政府は、麦と飼料とすることにいたる2種特別の措置(税、罰金)をとることを余儀なくされた。1957年1月豚肉、脂肪などの中売価格が引き上げられ、麦と畜産物とのあいだの相対価格関係は改善されたけれども、麦と飼料とする傾向はまだ根絶されていないと云われる。

また、家庭でも、工業的にも生産される賃貸の原材料と完成品における価格の相互関係(たとえば麦粉→パン、麦粉・砂糖・バター→菓子、織物→縫製品)にもいつも注意する必要がある。このほかの価格の設定がまずければ、家庭での加工に余分な婦人労働工つりやせせる結果となりふれ連の小売価格体系では、直接に消費可能、またはほんと加工を必要としない消費財の価格を割安として、その消費を刺激するようにされてしまう。現在、第2次

大戦前にくらべて、インスタント・カツレツ、缶入りスープなどの生産は非常に小々21.3。また最終販の〈価格〉を相対的にひくくすると、麦と飼料に転売するヒトより64
の弊害を防ぐことができる。

工業消費財には、①農産物（植物と畜産品）を原料とするものと、②工業製品（プラスチック、合成繊維、金属、木材など）を原料とするものの2種類がある。両者のあたりにおける〈価格〉の相互関係は、工業部門と農業部門の発展のつりあいとも関連する重要な問題である。1947—54年から22.2、工業原料による工業消費財の〈小売価格〉の引き上げ率は、農産原料による工業消費のはあいの約2倍であった。⁶⁵

ソ連の〈小売価格〉体系における子供用品の割安が特徴のひとつである。たとえば子表の靴のはあいに、子供靴および大人靴のあたりの〈価格〉差は、〈小売価格〉につれては、原価に直接に比例する〈卸売

第4表 子供用品と大人用品間の<価格>比率

(7ローム靴のはず)

	小 売 価 格 (%)		卸 売 価 格 (%)
	1940年	1957年	1957年
男 子 用	100	100	100
少 年 用	53.9	47.5	70
学 校 用	37.0	43.0	70
子 供 用	24.6	28.6	58.
学 齢 以 前	22.0	25.0	51

資料： W. R. Туруккин, там же, с.р. 447.

<価格>のはずの2倍である。また子供靴の<価格>指数は、1913年にくらべて大人靴のそれの $\frac{1}{2}$ である。そして子供靴の生産にともなう核算面の不利は、靴生産部内全体を $\frac{1}{3}$ いる<利潤>の再分配によ⁶⁶て補償されてい。

ソヴィエト経済の<小売価格>体系には、うみられる不適合性のあくは、<価格>決定を省別に用意的におこり、 $\approx 11\% = 1957$

年以前の時期の名残りである。当時は、まだ同一の生産物についても、企業の所属が3つと、〈価格〉も3つとなり、事態がみられた。工業管理組織の再編成、とくに〈価格〉委員会と「3調整セクター」創設がありま、2、こうした状態はしたがって改善されるものと予想された。⁶⁷

コルホース市場価格 コルホース市場価格の上昇を規定する要因には、①国家<小売価格>の水準、②国家消費ファンドの規模、③当該地区における食堂の発達程度、④国営商業・消費販の質、⑤コルホース市場への商品供給量、⑥コルホース市場での商品流通において、コルホース員個人と、コルホース 자체のそれがしめる割合、などがおんがもうれる。

食料品供給における国営商業の支配力がなければ、それだけ、食料品の国家<小売価格>がコルホース市場価格にあわはず

第5表 各年の国家<小売価格>と100とする
る、コルホーズ市場価格の指数

		1955年	1960年	
	牛 乳	160	128	
	動物性油脂	195	120	
	植物性油脂	140	115	
	牛 肉	190	146	
	豚 肉	152	136	
	じゃがいも	257	177	

資料： М. Г. Туруцкий, там же, срп. 474; «Народное хозяйство СССР в 1960 году», Статистический ежегодник, 1961, срп. 718—719.

影響力はああまり。たとえば1953年に国営商業と協同組合商業で麦粉の自由販売がはじめられたから、コルホーズ市場における麦粉の価格は急速に低下して国家<価格>の水準に接近し、その季節変動も地帯別変動もまわめてすぐなくなりた。近年における国家<小売価格>とコルホーズ市場価格

の接続状況は次の表によりあきらかである。

单一〈小売価格〉とその格差　单一〈小売価格〉とは、ある時期に、ある経済地区の限界内または全国をつゝいて、ある一定の使用価値ともう生産物の〈小売価格〉が同一であることをいふする。

单一〈価格〉にかかる基本的な問題には、①たとえば都市および農村をつゝいて〈価格〉を单一とするかどうかなど、〈価格〉を单一とする空間的限界をどこで切るかという問題、②たとえば季節的生産物の年間をつゝいての〈価格〉変動をどうするかなど、時間軸における单一〈価格〉の変動をどう処理するかという問題、③商業通路のちからによる〈価格〉の相違をどうするか、といふ流通の視点からみたばあいの单一〈価格〉の問題、④生産者が国営企業か、それとも協同組合企業かによる〈価格〉の相違をどうするかという、生産者の84からみた

ばあいの单一〈価格〉の問題、⑤生産物の品質がちがうばあい、あるいはまた生産物をこまかく分け、包装するばあい、またその他のばあいにあひて、单一〈価格〉とその格差をどうするかと“3問題などがあ

3。

き、とも重要な食料品類の单一〈小売価格〉には、現在、経済地帯(notic) 84.1=格差がつけられてゐる。しかし現行の国家〈小売価格〉の地帯別格差は経過的なもので、
“まで”はそれは、かかるの真で改訂の必要
があると“われて”⁷⁰いる。

格差をつけた单一〈価格〉制が原則であるとして、なれば格差の不必要を生産物種類ある。これは、①日常的に広範に
も3“うれしにとかれわす”、②生産地が比較的にかぎられ、しかも③〈小売価格〉は
しめす運賃比率が“さ”生産物である。
たとえば、砂糖、魚類缶詰、植物性油脂、
高級飲料、織物、靴など“がこれにあたる。

現在、これら生産物の地帶別〈価格〉差は、^今基本的には運賃と流通費の額によ、て決定され^ている。運賃と流通費をこゝる〈価格〉差があると、投機（流通機関が相対的に〈価格〉のみ^今地区でこれらを買^て入れ、他に転賣すること）の危険がうまれる。ほかの良はあくとしても、これは輸送と不当に混雜^{させ}る。⁷¹ なみ現在す^てに全連邦單一〈小売価格〉が設定されてゐるものは、教科書^今、一ト、新聞、雑誌などの文化財、医薬品^今それに冷蔵庫、洗濯機、時計、テレビ、カメラなど⁷²の耐久消費財である。

十月革命以前の時代には、主要な商品価格の地域別格差は非常にあおきかた。帝政ロシ^アにあける食品工業は基本的には、^今くつかの中央諸県に集中し、ああくの食料品の75—80%はそこで生産されていた。綿工業と革工業の集中状態は、ヒヒとか、た。そして帝政ロシ^ア時代に、東部と南部にあつては、さうさ、砂糖、灯油、鉄製品^今

ガラスなどの価格が、中央部におけるより
1.5-2倍もたかかた。

ソ連における社会主义の建設により、
国内の生産力配置に変化があつて、革命前
の小売価格の地帯別格差はソビエト経済の
実状にあわなくなつた。すでに第2次大戦
前にあつての小売価格の地帯別格差はいちじ
ろしく縮小されていた。第2次大戦後、戦
前に実施された穀物および穀物製品小売
価格の7地帯別格差、および「つかの食
料品小売価格」につれての4-5地帯別格差の
再検討があしながれた。そして1946年9月、
主要な食料品の小売価格につれての3
地帯別格差、魚類につれての2地帯別格差
がもうけられた。このばかりの小売価格要素
としての運賃の減少をうかまわる規模で、
限界地帯間の小売価格比率がいちじろしく
縮小された。限界地帯間の小売価格比率は
オ6表にみると、戦後におけるのは戦前よ
り約3分の1減った。

表 6 <価格> 最高地帯の最低地帯に

たるす3 <価格> 比率

	1940年	1955年
白パン	1.62	1.147
マカロニ(オ1種)	1.44	1.25
砂糖	1.40	1.24
牛肉(中肥育度のオ1種)	1.56	1.16
魚、魚加工品	1.25—1.30	1.15
フレッシュ・バター	1.32	1.073
ビール	1.33	单一*

資料： U. R. Tatyrenkau, man xce, cmp. 466.

注： *ただし、バルト沿岸、カフカース、中央アジアをのぞく。

現在、主要な工業製品と、若干の食料品には、都市と農村の商業網のおいたて<価格>差がある。これは農村の協同組合商業の流通費が、都市における国営商業のそれよりたかいうらである。小売商業流通費の平均水準は、商品流通量にたいする百分率で計算すると、1955年には、消費協同組合

商業では国営商業におけるよりも 50% とか
かゝる。それよりも農村商業における国家<小
売価格> 自体の平均水準は、都市における
それの 4-5% 高いことなり。

協同組合商業の物質的・技術的基礎の改
善にともなり、都市商業と農村商業のあり
だににおける流通費の差はちぢまり、それと
ともに、都市と農村では同一の販賣でも國
家<価格> が異なるといふ事態は起きざる
であつた。都市と農村をつゞく单一<価
格> 制となり、そゝ推進すると、住民はその
居住地で消費財をもとめようになり。そ
のことによつて、農村住民による消費財の
非合理的な輸送、消費財購買のための時間
の非生産的な支出、農村住民の都市商業に
たずさうする余分な需要などは除去されると予
想される。

73

<小売価格> 決定の主体 <小売価格>

は、それはソ連農僚會議から、(たゞ地区

執行委員会 (paučnaja kom.) になると、ほとんどのすべてのレギュールの国家機関によつて決定される。そのはあり、任意の消費財の<小売価格>をどのレギュールの国家機関が決定するかは、①その生産物が消費におけるとめる比重、②その消費財をつくる企業の所属、③その消費財の原材料の入手源 (国家の集中的または非集中的資本ファンド、自己調達、買付など) のちがい、などによつてきます。

1953年まで、ソ連閣僚會議は、新製品のうち将来において大量に消費される見込のあるものにかまらず、いやしくも国家の管理する原材料によつて生産されるものにつづいては、すべてその<小売価格>をきめつた。このように極端に集中化された<価格>決定は、新製品<価格>の決定にあくの時間さとらせ、11月11月より生産物の販売をあくらせ、ひいてはあくの部門における製品改良への意欲をにぎらせてつた。

1953—56年にかけ、中央の政府機関が計画的で、〈価格〉決定の基本としてまず一方、他方では〈価格〉規制のある二つの分权化がおこなわれた。

けれども1957年3月まで、ソ連閣僚会議は、国営工業および協同組合工業の生産する消費財の圧倒的大部分の〈小売価格〉を決定しておいた。しかもそのさい、中央で9つ、または地方でのみ〈価格〉を決定されるべき生産物種類の範囲は、は、まことに9つなりかた。企業の所属がちがうと、同一の生産物でも、連邦政府決定の国家單一〈小売価格〉表にはい、てたり、また地方決定の〈価格〉表にはい、てたりした。

ソ連の国民经济運営における民主集中制の拡大にともなり、生産物〈小売価格〉の集中的で決定方法を改善することが必要となりた。1957年3月、連邦政府は重要で原則的意義をもつ食料品および工業製品の〈小売価格〉決定の新方式を始めた。もつとも

*74

重要な消費財種類については、これまでと
より集中的な〈小売価格〉の決定方法が維
持された。のこりの生産物の〈小売価格〉
の決定は共和国政府に委託され、共和国政
府はまた一連の〈小売価格〉決定の权限を
地方機関に与えた。また地方工業および
協同組合のつくる全生産物、および各民族
固有の製品（衣服、靴など）の〈小売価格〉
決定の权限は共和国商僚会議にあたされた
た。こうして1957年以前は、共和国以下の
地方機関が〈価格〉を決定する生産物は、
国営商業および協同組合商業の生産物流通
の10%以下であつたのにくらべ、それ以後
この比率は45%をこえることになり、た。

*75

分权的な〈小売価格〉決定方式のもとで、
单一〈価格〉を確保しようとするには、あらゆる
困難な問題は、①ある地区で当該生産物を
つくる諸企業のありだご個別生産費の水準
がちがうこと、②消費地に、異なる場所か
ら異なる〈価格〉および運賃水準をもつ

同種の生産物がは“1, 2 < 3”ことである。

3は“3わけ2”，複数〈価格〉との3<た
め1は，〈価格〉決定を調整する权限と方
法上の能力をもつ〈価格〉調整センター。
活動による必要があるといわれて113。⁷⁶

63. И. З. Турсукий, «Очерки патового учета
разработания в СССР», 1959, срп. 419-422.
64. Там же, срп. 426-428, срп. 452.
65. Там же, срп. 439-440.
66. Там же, срп. 447.
67. Там же, срп. 457.
68. Там же, срп. 472-474.
69. こんなに消費財の85%は、①国家<小
売価格>により販売されて113。のうち
の15%は、②自由なユルホース市場価格
により、また、③協同組合が廢物および
自己調達の原料からつく3生産物につい
ては、これらが国家の統制のもとに定め
3〈価格〉により、販売される。(И. З.

(И. Я. Пурецкий, там же, cmp. 474.)

70. 単一 <価格> 制のもとで、住意の地区における、当該地区産の若干の生産物(野菜、果物、牛乳、魚など)が、他の地区にみけるよりも、比較に安いうえに、とを立場たげない。これは地区経済の特殊性、とくに農業の専門化と關係がある。

(И. Я. Пурецкий, там же, cmp. 460.)

71. Там же, cmp. 459-462.

72. Там же, cmp. 468.

73. Там же, cmp. 465-470.

74. 地方政府が集中的に <価格> を決定するものは、広範に消費されるけれども、その生産地が比較的にかぎられ、また <価格> 要素としての取引税の比重のおおきいような生産物である。すなはち、パン、麦粉、砂糖、肉、魚、織物、靴、毛皮、医薬品、石油製品、紙、自動車、カメラ、電気製品、その他いくつかの耐久消費財など。(И. Я. Пурецкий, там же, cmp. 477.)

75. 共和国政府以下の地方機関が〈価格〉を決定する生産物種類は、ソーセージ、缶詰製品、牛乳、卵、羊毛製品、家具、小商物、半加工食品、おもちゃ、ドライ飲料など。(У. Я. Пурецкий, *Маккей*, cmp. 477.)
76. *Маккей*, cmp. 474 - 479.

オフ節 生産者〈価格〉の個別化の意味

資本主義経済におけるは / 物 / 値が原則となつてゐる。そこにあると、ある商品の生産にしたがうのは、自由市場に成立する单一価格のもとで、当該商品の生産によつて利潤をうる見込みのある企業のみである。したがつて、またこれられた单一市場価格のもとで核算のたたない企業は、もともと当該商品の生産には参加しない。

ところで社会主義のもとでは事情がことなる。ここでは / 物 / 値の原則はもはや普

遍的には妥当しない。もしも本章の4節、その他で論じたように、生産者〈価格〉は自然的・技術的・経済的諸条件により規定される個別の原価の格差（怠慢や経営上のミスによる格差は問題外）によつて、個別化する傾向がみとめられる。

資本主義において、個別資本がある商品の生産にあつた時に参加したり、また現に参加中のものがそれを継続できることの条件は、原価($c+u$)が価格Pよりちりざりこと、すなわち [$P \geq (c+u)$] である。ところがソヴィエト社会主义のはあいには、個別企業の生産への参加および継続にと、て、シの式は絶対的な限界ではなくなる。かかる計画赤字企業の広範な存在はその証拠である。うそばあいに個別企業の経常的赤字を処理する方法が、オ千節にしめしたように、①補助金制度があり、また②差別生産者〈価格〉があつた。（たゞ差別生産者〈価格〉の適用は赤字処理のはあいにかまらむ。）

黒字のときにも、収益水準にこのましくなく
「格差があれば適用すべきである。」との
ようにして社会主義は、資本主義のはあり
にくらべて、潜在的生産力のうち、現実に
生産過程にひきいれるべきものの限界を拡
張する。

補助金にして、また差別生産者〈価格〉
にして、より抽象的には、それは「生産者
〈価格〉の個別化」として一般化である。以
下にみるとは、オイに「その労働における
」うけとると「社会主義の基本的原則」^へ
これらにオイに「その必要における」うけ
とると「社会主義の基本的原則との関連
において、生産者〈価格〉の個別化とは、
」、たゞ身にと意味するのかを検討した。^合
まずオイに、生産者〈価格〉の個別化とは
「その労働における」と「社会主義
の基本原則の純化過程のひとつのあるわれ
である。

すでに第十節、その他で見たように、ソ

運にあり、怠慢やミスは論外として、も
ちあされ以外に同種生産物の個別的な生産
原価水準のあたりの格差をみだす自然的
・技術的・経済的諸条件が存在する。いま
説明の便宜上、これら諸条件を「企業外的
な活動諸条件」として置こう。念のた
めくわしく云ふと、ここで企業外的とは云
はれ、これらの諸条件が空間的に企業の外部
にあることを意味する。まことに、たゞ述べ
したこれらの諸条件は、まさに生産過程および
流通過程といふ当該企業活動の内部にあり
て作用してゐる。企業外的とは理由は、
これらの諸条件が、個別企業の努力以外の
原因、個別企業の責任外の原因にさへする
という意味にあるのである。

差別生産者（価格）が、管理機関を持つ
て单一消費者（価格）に平準化されると
いう市中節のべたソウエト経済の運営
方式は、まさに企業外的な活動諸条件にた
ずる社会主义的アプローチにほかならない

11. なぜなら、生産手段の私的所有を基礎とする資本主義においては、有利な企業外的な活動諸条件の独占が直接に個別企業の私的利潤の根柢となるのに過ぎず、生産手段の社会的所持にもとづく社会主义は、「その労働に応じて」の原則に立脚する以上、企業外的な活動諸条件自体に報賞をあたえることは出来ないからである。差別生産者〈価格〉のうちには、あたえられた生産・流通面の諸条件のもとで、質量2重の見地から、ひとりの労働支出をあとな、た個別企業は、ひとしく報われねばきたゞ思想がながれてゐる。この意味にありて、さきに述べたように、生産者〈価格〉の個別化は「その労働に応じて」という社会主义の基本原則の純化過程のあらわれたとがんがもられるのである。

企業外的な活動諸条件にたいして、社会主义は報賞をあたることは見えぬ」と「大命題を、かつて C. ストルーミツキンは、ソウ

エト農業のはありにつひて以下のよろいの
べた。「あらゆる土地はソ連にみつては社
会全体に近くする。中もに農夫の...労働
による、2規定されるのでなく、土地の豐
度またはその市場までの距離といふ自然的
差異によ、2規定される所得部分また、
社会全体に属さなければならぬ」と。
*78

“かかるると以上は、資本主義と社会主
義における平等の基準の転換でもある。
周知のように資本主義では、生産価格算式
($P = (c + v) + p'K$, ここで P : 価格, p' : 一
般的利潤率, K は各生産部門の資本額) に
したまれてゐるといふり、剰余価値の分配に
みける平等の基準は資本であり、資本主義
における平等は資本量にたりする平等であ
る。これにたいして社会主義では、労働生
産物の分配における平等の基準は労働であ
り、2この平等は労働支出量にたりする
平等である。われわれはこれを、生産者<価
格>の個別化といふ現象のうちにも見てと

よじとれでさる。

つぎに オ 2-10、「この必要にあつて」
といふ共産主義の基本原則との関連にあり
て、生産者〈価格〉の個別化の意味を述べ
よう。

ここでまず説明の順序として、極限状況
としての共産主義における企業管理方式を
論理的に追求しなければならぬ。 「この
必要にあつて」の共産主義の分配原則が
成立するにいたると、個人または個別企業
にたりする物質的刺激の適用にもとづいた
社会主義の国民经济運営方式はもはや存続
しもなり。 「かかるるとシレハ、各個人、
各企業の生産への貢献と、その受取分との
あつたに、かつて社会主義にあつて存在し
た等量的比例關係の消滅を「みする。
したが、注目すべき点には、個別企業
のあつたにあつても、それが企業間決済の
必要はなくなる。

すなわち「この必要にあつて」の分配

原則が支配する共産主義段階になると、ある半製品が、ある企業から、つきの生産過程である別の企業にかかれれば、あるいは、この半製品の空間的移転以外に、半製品の受渡しにかかる事務上の記録はとるにしても、それにならじて企業間決済をする必要はなくなる。各企業は、自己の個別的労働支出につけて、あらわらす計算し、統計局に報告する必要はあるけれども、社会主义のはあいとはちがり、この個別的労働支出の大小によつて、分配面の差別をうけたといふ事態は当然なくなる。したがつて銘記すべきは、個別企業にとつて、社会主义までの段階におけるように、労働支出計算を「うち」も共通単位（たとえは〈価格〉）に換算しておこなうといふ必要はないなり。個別的労働支出を、そのままナマの物理的時間によつて計算、記録すれば、万事はそれでよいのである。（くわしくは第一章を参照せよ。）

以上のように、共産主義のもとでの国民経済計算の概念模型においても、労働支出計算は個別化するけれども、これと、さうの社会主义における生産者〈価格〉の個別化との相違点と共通点はどうあるのか。

共産主義は、「この必要にあつて」という分配面の原則に立ちつゝて、個別的労働支出水準の相違をうながす諸原因のうち、個別企業のミス、あるいは怠慢につけてさへ、たんに精神的に責任を追求するだけで、物質的な責任追求とやめる。これにたいして、社会主义は、たんに「企業外的な活動諸条件」につけての24個別企業の責任を解除しようとするものであつて、経営上のミスや怠慢につけては、精神的にのみならず、きびしく物質的な差別待遇をもあこなう。このように共産主義のはあつては、分配面の原則に立ちつゝて労働支出のあらゆる個別化をみとめるのにたいして、社会主义のはあつては、企業外的な活動諸条件とつて生

産・流通面の特殊条件との関連における、
 <価格>の特定の個別化の主たるためのもの
 ある。生産者<価格>の個別化は社会主義
 段階より存在しあつて、労働支出の個別化
 として、共産主義段階にも形をなして存続
 するけれども、この個別化を是認する根拠
 とその影響範囲、およびこれにたいする企
 業の責任の性質は、以上に説明したように
 兩体制にかけてちがう。(第3図を参照)

第3図

	個別化を是 認する根拠 の所在	根拠の 影響範囲	企業の 責任の性質
社会主義	生産・流通面	部分的	物質的と精神 的の両面に わたる
共産主義	分配面	普遍的	精神的

77. 「同一種類の商品にと、その市場価格の同一性は、資本制的生産様式...の基礎の上とて、価値の社会的性格がみすこしを貫徹する様式である。」(K. Marx, Das Kapital, Bd. III, S. 712; 青木文庫, p. 931.)

78. C. Струминин, К оценке западных физиков, «Пролетарско-экономическая газета» 7 апреля 1957 г., стр. 4.

シのストルーミリーンの声明が「...を“これはアーティフイク”と“正当萬の形式とされるべき”のは、ソウエト農業制度の現実だ。この声明のあたりではアーティフイクと表示しているのである。かれは以下の論文のなかで、よりテーゼはソシエタリistic的である。」(C. Струминин, О дифференциальной земельной ренте в условиях социализма, «Вопросы экономики» №. 7, 1960; (転載) → его же, «Проблемы социализма и коммунизма в СССР», Сд. си., 1961, стр. 255.)

より31用いたストルーミリーンの声明と

ほほ 同様の記述が、それより 40 年前には公
布された「土地の社会化は個人する全ロ
シア中央執行委員会の法令」第 12 条にみ
られる。(См. Декрет ВЦИК, 27 января
1918 г.: О социализации земли, «Декре-
ты ЦИК и Советского правительства по
хозяйственным вопросам», м. 1, 1957, стр. 39.)

また A. ヨローフは、ストルーミン
と基本的には互いに見地にて、2、農產
物の差別（買付価格）体系およびコルホ
ーズ所得税格差体系の改善と、その実行
方法とを検討した。(См. А. Сорока, А. Йу-
шевский, Дифференциация закупочных цен
и подоходного налога, «Вопросы экономики»,
но. 11, 1961, стр. 79-85.)

が社会主義のもとにあける差額地代
の運命自体はつれて、理論的には、周知
のように『資本論』第 3 卷においてすでに
は解決すべきである。(Siehe K. Marx, Das
Kapital, Bd. III, S. 711-712; (翻訳)青木文庫, pp. 930-1.)